

## 第三部 アジア女性基金の償い事業

聞き手

和田 春樹  
有馬 真喜子  
松田 瑞穂

## ＜座談会＞

# アジア女性基金と私たち

大沼 保昭

アジア女性基金呼びかけ人・理事

横田 洋三

アジア女性基金運営審議会委員

和田 春樹

アジア女性基金呼びかけ人・専務理事

**和田** それでは、オーラルヒストリーのプロジェクトのために、大沼さん、横田さんと私が話すことになりました。大沼保昭さんは基金の設立にも関与され、呼びかけ人、理事でした。横田洋三さんは国連人権小委員会で活動され、基金の運営審議会初代委員長としてお働きいただきました。

それで、まず基金にかかるまでのご自身の関心、ご活動がどういうものだったか説明していただくところから始めたいと思います。

### 戦後責任を考えるところから

**大沼** 私は一九六〇年代の終わりぐらいからの全共闘運動、ベトナム反戦運動、反入管闘争のとき、ちょうど大学の三、四年生で、それに大きな影響を受け、参加しました。それ以前は私は日韓条約は、少なくとも韓国の経済成長にとってプラスだから、締結した方がいいというような意見で、大変保守的な学生だったんです。ベトナム反戦運動、全共闘運動、反入管闘争の中で思想的な大きな影響を受けて、それ以来在日朝鮮人問題と戦後責任問題を取り組むようになつたわけです。

一九七〇年代から田中宏さんとか、内海愛子さんとか、あるいは高木健一さん、亡くなつた金敬得さん――そういった方々とともに、在日韓国・朝鮮人問題、戦後責任、

戦後補償など、残された未決の戦後責任問題に取り組んで、その過程で特にサハリン残留朝鮮人の帰国運動に取り組みました。この運動は実現しそうもなくて、最後の手段として国会議員に頼もうということで、たまたま出会ったのが自民党的原文文兵衛参議院議員と社会党の五十嵐広三衆議院議員でした。お二人は日本では本当に良質の議員でした。私はずっとサハリン残留朝鮮人の帰国運動をやつてきて一九八六年からお二人とはおつき合いをしてきたのですが、九四年に村山内閣ができて、五十嵐さんが官房長官になることになつたわけです。

**和田** 私はちよつと大沼さんより年上ですが、六〇年代の終わりからベトナム戦争反対の市民運動をしていて、それが終わつた後は、七〇年代の半ばから韓国民主化運動に連帶する市民運動になりました。八〇年代に入つたところで、朝鮮植民地支配を反省する国会決議が必要だということで、それで運動をおこして、やつっていました。国会決議が採択されるなら、それとの関連で日韓条約第二条の解釈は韓国側の解釈を採用して、併合条約はいまから考えれば、当初より無効だとみとめ、かつ朝鮮植民地支配を反省するという精神で、北朝鮮のドアをたたいて、政府間交渉をはじめるべきだという主張を展開していました。八〇年代の終わり頃に、国会決議の問題がようやく現実政治の問題になるようになつてきまして、特

に一九九一年になると、太平洋戦争開戦五〇周年でしたから、自民党を含めて国会決議が議論される状況になりました。朝鮮植民地支配というより、戦争一般の問題として決議をする必要があるということにもなつていました。そういう運動をしていたところ、自民党政権が倒れ、細川内閣ができ、その後には村山内閣ができることがあります。朝鮮植民地支配をやつたわけですね、ですから私は補償問題については、何もしたことありませんし、大沼さんの運動もよこで拝見していましたが、参加していません。専ら謝罪が必要だということばかり主張していたのです。ところが、九〇年代に入ると謝罪だけじゃめだという話になるのです。そこで慰安婦問題が出てきたのです。

**大沼** 慰安婦問題とのかかわりは、一九八〇年代の前半に、指紋押捺撤廻運動をやつていて、その過程で在日韓国人のご婦人にこの話を聞いたのが実は始めてです。うかつなことに、七〇年代まではそれに関するものは読んでおりませんでした。たしか八二、三年だったと思います、最初に慰安婦問題について聞いて、これは大変な問題だ、我々は戦後責任の問題をやつてきてるんだから、これも取り上げるべきだと言つたんです。

そのときに在日の年配の女性の方が言われたことが印象的でした。そのご婦人は、率直なもの言いをする方で、私と一緒に運動をやつてきてくださつた方だつたんです

が、非常に強い口調で、「大沼先生、そんなことは絶対だめよ。大沼先生は男だからそういうことを言う。私がその人だつたら、絶対そんな運動なんかしてもらいたくない。だれにもそういうことは知られたくない。だからこの問題は、絶対そういうふうに扱つちゃだめ」。そういうふうに強く言われたのです。

なるほど、自分は男ですから、女性としてはそのような判断かということで、それ以来封印して生きてたんですね。恐らくかなりの人がそういう経験を持っていたんじゃないかと思いますね。そういう意味で、一九九一年に金学順さんが名乗り出たということは、こんなに勇気のある人がいたのかという大変な衝撃を受けました。

ただ当時は、ちょうどサハリン残留朝鮮人問題の解決の最終段階でした。一時帰国のためにチャーター便が韓国



大沼保昭氏

おおぬま やすあき 1946年山形県生まれ。東京大学卒業。国際法専攻。東京大学法学部助手、助教授、教授。70年代よりサハリン残留朝鮮人の帰国運動に取り組む。95年アジア女性基金呼びかけ人、99年理事。

へ飛ぶようになっていて、最終的に永住帰国まであと一歩だという時期でした。サハリン残留朝鮮人問題は、慰安婦問題と違つて、高木さんと私がいなければ動かないというくらいのマイナーな運動でしたから、「慰安婦問題はあれだけいろんな方がやっているんだから、日本政府も問題の解決の方向に向かわざるを得ないだろう」と、いわば役割分担的な感じで、特に自分が積極的にかかわっていくという気持ちは九四年頃まではなかつたですね。

和田 私が慰安婦問題について最初に知るようになったのは六五年日韓条約の問題が出てきたときに、やはり植民地支配のもつともむごい結果として、そういう問題があつたということを知りました。しかしそれだけの話ですよ。それで、国会で植民地支配謝罪の決議をしようという運動を最初に始めたのが八九年ですけれども、運動開始の宣言の中でもつとも重い存在として、慰安婦のことを指摘しました。にもかかわらず、その数年後に本人が名乗り出てくるということことは、全く想像してなかつたんです。やはり事実問題というか、認識問題ということで、考えていて、現実の政治問題になるとはわからなかつた。だから金学順さんが出てきたことはいろいろな意味で画期的でしたよ。

### 国連人権小委員会での活動から

横田

私は一九八八年から国連の差別防止少数者保護小委員会（その後「人権促進保護小委員会」と改称）、いわゆる人権小委員会の代理委員として、また二〇〇〇年からは正委員として、毎年八月に四週間（その後三週間に縮小）の会合に出ておりました。その人権小委員会の場で、一九九二年に日本と韓国のNGO、それに関連ある国際的なNGOから「慰安婦問題」という深刻な人権侵害があった。それは第二次大戦中に起つたことであるが、その被害者はまだ現在、何の補償もなく何の謝罪もなく、歳を取る中で苦しい生活をしている。これに対しても日本政府はきちんと対応しなければいけない」と

いう問題提起があつたのです。

当時は学習院大学の波多野里望教授が委員で、私が代理委員でした。二人で話し合つて、これはやはり日本政府として、きちんと対応しなければいけない問題だということになつて、日本政府の立場を早くこの人権小委員会に公表してもらわなければ困るということで、意見が一致しました。そこで現地にいる日本の政府代表部の人権担当官にまず話をしたのです。このように重大な問題については、現地だけでは、もちろんコミットできませんので、本省（東京）の方に、私たちからの申し入れがあつたことと、そういう問題提起がなされたということを

河野談話ですか。

横田

はい、東京でそういう談話が出されたのですが、そのことがジユネーブでも確認されました。そのあたりから日本での動きと国連での動きとが一緒になつていくわけなのです。最初のきっかけは、国連におけるNGOからの問題提起だつたのです。

人権小委員会の方では、日本政府は何かをすると言つたことについて、委員の間では非常にいい反応がありました。「人権小委員会の場でいろんな人権問題が取り上げられてきたけれども、人権問題が指摘されて、政府のレベルでそれに対しきちつと前向きに対応するというこ

とは、めったにない。日本政府は今そういう答えを出したので、われわれとしては非常に元気づけられる。ただし、その中身が何かということが重要である」こういう発言が委員からあり、「日本政府の発表を歓迎するとともに釘を刺されたわけですね。

九四年の段階では、日本政府は、法的な問題はもう解決しているので、法的な問題以外の何らかの措置をとるという発言をしていました。

ちょうどその頃だと思うのですが、人権小委員会の「戦時における女性に対する暴力」の特別報告者、アメリカ人の女性のリンダ・シャバース委員が、NGOからの呼びかけもあって、日本に来ました。彼女は被害者の方たち、当時日本に来られた韓国の方たちに会つたりして帰りました。そして彼女は、九四年の人権小委員会の



横田洋三氏

1940年生まれ。国際基督教大学卒業。国際法専攻。東京大学大学院修了。69年国際基督教大学講師、のち教授。95年東京大学教授。2001年退官、中央大学教授。95年よりアジア女性基金運営審議会委員、初代委員長。

#### 村山内閣のもとで

和田 それで大沼さんは、九四年に村山内閣ができてから、かかるようになったのでしょうか。

大沼 そうですね。九四年に村山内閣が成立して、その前の細川政権では、五十嵐さんは建設大臣だったんですが、村山内閣では官房長官に指名されたのです。村山内閣は戦後五〇

会議で、「自分はいろんな人に会って話を聞いてきた。日本政府は法的には解決済みだと言つてはいる。それはそれとして、法的な問題の答えを出すのに大変時間がかかる体の不調を訴える多くの女性たちのために何かしてあげなくてはいけないのでないのではないか、日本政府にはそれをすらしない。だから、ともかく道義的な立場で、歳を取り、訴えをしたのですね。それで翌年、九五年日本政府はアジア女性基金をつくって対応するという答えを出しました。そのことを人権小委員会の場で日本政府代表は発言したのですが、それに対してNGOの方は「これは、法的責任を回避する『まかし』である」ということを発言し、日本政府の対応を批判しました。

年の記念の年を迎える形で成立した。社会党が政権につくのは極めて異例なことで、天の配剤で戦後五〇周年に社会党が首相を出す、官房長官を出すということになつた。そういう内閣だから、戦後のこされた問題を一つでも多く解決しなければならないと考えておられたことは、私も傍らにいてよくわかりました。五十嵐さんも、それまでは一議員にすぎなかつたのが、細川内閣で建設大臣になつて閣僚としての影響力もある程度行使できるようになり、さらに村山内閣の官房長官ということで、在サハリン朝鮮人の永住帰国問題については、日本政府が予算を出すことができるうことになった。

私は一九七五年から二〇〇年近くやつてきたことが、ようやく解決できて、ほつとしていました。ただほかにも、慰安婦問題もあれば、B C級戦犯の問題もあれば、強制連行の問題もある。いろんな問題があつて、それを少しでも解決したいと思いました。九四年九月頃に、『諸君!』に論文を書くことになりました。とても忙しくて、私は口述をやつて、それを編集部が論文に仕上げてくれたんです、そこで前々からの持論である、政府と国民が半々ずつ出して基金をつくり、あらゆる未処理の戦後責任問題を解決することを提案しました。そのほかに謝罪も歴史教育も必要だ。そういう包括的な解決案を主張したのです。

「戦後補償と国家の品格」という論文です。『諸君!』一九九四年一一月号に掲載されました。これには自民党中央省や大蔵省の中でも結構支持があつて、似たような考えは、村山さんも五十嵐さん自身もお持ちで、いろんな人が同じように考えていました。私は、結構行けるかな、ぎりぎり何とかなるかなという思いがありました。村山内閣とのかかわりでは、私は五十嵐さんのそばにいて、五十嵐さんの私的アドバイザーという形で内閣に接しておりました。アジア歴史資料センターの審議会をつくるという話になり、村山内閣がそこに力を入れておつて、五十嵐さんから、「大沼先生、審議会をつくるからメンバーになつてください」と言われた。私はそれまで政府の審議会とは一切関係ないものと思つてたんだけど、これだけは例外だと思つて入ることにした。あれは九四年の秋だつたですかね。

それで、諸外国のいろいろな戦争博物館、平和博物館に行つて観察して、それをまとめるという仕事に与つていた。非常に忙しかつたですね。石井米雄さんが中心になつて、私や内海愛子さんなどが手分けしてそういう仕事をやりました。

私は村山内閣がやつていることをメディアに知つてもらつて、政策実現に有利な環境をつくらなければならぬと考えていました。そこでいろんな日本の大手のメデ

イアの幹部クラス、一線の記者、外国の特派員と分けて、五十嵐さんとの会合をセッティングしていました。早く言えば官房長官の私的な広報担当みたいなことをやつたんですね。こういうわけで、私はもちろん自分の大学での本務もあるし、もう手一杯だから、率直なところ慰安婦問題までは手が回らないと思つていたんです。

でも、村山内閣ができたあとも、ご承知のとおり、なかなか事態が好転しないわけですね。そうやつている間に、結局、五十嵐さんから、「大沼先生、慰安婦のこともやつてください」ということになつて、これはやらざるを得ないと思つて、「そうですね」と言つて、本格的に慰安婦問題の解決の動きに加わることになつたのです。

サハリン残留朝鮮人問題が片づいた後の最大の問題は慰安婦問題であるということは、だれが見てもわかるわけで、私がこれだけ五十嵐さんを支えていて、彼の主戦場が慰安婦問題であるとしたら、やはり支えないわけにいかない。それにその頃慰安婦問題でのメディアの報道などを見ていると、これは余りにもむごい、日本人として余りにも恥ずかしい問題だと感じるようになつて、だんだん個人的にも慰安婦問題の解決にコミットするようになつていつたのです。

**和田** 私には一つ質問があるのです。九四年八月三一日に

村山首相は最初の談話を出しますね。その中で慰安婦問

長とそれから有馬真喜子さんと私の四人で会つて話をしました。このときに私は、議論の最初のところでは、戦後責任問題で包括基金をつくるという案を出して、みんなもできればそれがいいと言われました。有馬さんは、最初から包括基金案はどうかなつて感じだつたんですが、三人は、できればそれがいいと考えていた。ただ、いろいろと情勢分析すると、難しいということになつた。私は当時、田中宏さんの強制連行労働者の運動や内海愛子さんのB級戦犯の運動も知つていたので、非常につらかつたんですが、「やむをえない、まずは慰安婦問題を先行させて、行きましょう、われわれの力量では全部と一緒にやることはできない、他の問題は先に考えましよう」と申し上げました。有馬さんは、すぐ「賛成」つておつしやつたんですが、五十嵐さんが、「まあそれしかないかな」とぼつりと言つられて、それがとても印象的でした。谷野さんは黙つておられた。

ちょうどその頃、与党三党プロジェクトで激しいやり取りが行われ、慰安婦問題ですら、できるかどうかわからぬという状況だったもんだから、せめてこれだけでもやつて一点突破で行くしかないということになつたんですね。徐々にそれがかたまって、結局九五年六月に、五十嵐さんが官房長官談話を出すわけです。

その前の段階で、「とにかく大沼さん、市民の側の呼び

題には「幅広い国民参加の道」を求めるんだと言つたのです。その直前の八月一九日に朝日新聞に大きな記事が「元慰安婦に見舞金」、「実質的『償い』直接補償避ける」という大見出しで出ていました。あれは今から考へると、その後の展開を示唆しているような記事であつて、準備した人がリーグしたんでしょう。社会党の議員の人もそのようなことを考へていて、関係していたのかかもしれません。

**大沼** あの頃ですね、私は私で独立して政府と国民が基金をつくることを考へていて、似たようなことを考へている人が政党にも政府にもいるんだなという意識はあつたけれど、八月の村山さんの談話の時点ではそれを知つて協力していたわけではありません。社会党や公明党の議員たちの動きは五十嵐さんや清水澄子議員を通じて聞いていましたが、相談するというようなことはなかつたですね。

#### アジア女性基金へ

**和田** 大沼さん、慰安婦問題でも五十嵐さんを手伝わなければならぬといふことになつてから、アジア女性基金ができるてくるプロセスというのはどういうものだつたのでしょうか。

**大沼** 九四年一〇月に、五十嵐官房長官と谷野外政審議室

かけ人として、やつてくれないか」というふうに頼まれました。私も、それまで考へて検討したことですから、これはやらざるを得ないと考へて、やりましようということになりました。和田さんにも依頼が行つたと思います。今でも覚えているけど、私からも和田さんに電話して頼むと、和田さんは奥様が反対しているとおっしゃつていましたね。あとは田中宏さんにお願いしたら、だめだと断られた。

後はインドネシアの慰安婦問題をやつていた工藤さんにも電話しました。強硬派だから、呼びかけ人になつてくれと頼んだんじやなくて、アジア女性基金をつくるから、わかつてほしいと電話したんですが、けんもほろろでした。後は、弁護士の鈴木五十三さん。鈴木さんは何とか大沼先生たちと一緒にやりましようみたいなことを言つていたんだけれど、結局その後話がなくなつて、見切り発車的に政府批判の文書を出しました。

**和田** 私は八九年から九〇年代はじめは朝鮮植民地支配謝罪の国会決議を求める運動をやつしていました。それが戦後五〇年国会決議を求める運動になります。それが村山内閣の政権公約に入りました。社会党とさきがけの共同公約を自民党が丸ごと飲んだということで、国会決議ができるということになりました。そこで国会決議としてどういうものを出すのがいいかという話になつたんです

ね。国会決議では補償というようなことは入れられないだろう。とにかく朝鮮植民地支配と中国への侵略戦争は反省する。太平洋戦争は、アジアの人々に被害を及ぼした点を反省する。戦争自体の評価は出さなくてもいい。とにかく橋本龍太郎大臣が賛成できるような内容にまとめることが重要だと話をしたら、そんなことは、けしからんという話になりました。そのうちに奥野誠亮氏の戦後五〇年議員連盟ができて、自民党議員の三分の二がそこに入ってしまうという大変な事態になった。それでからうじて国会決議ができるのですが、その前だつたと思ひますが、谷野外政審議室長がきて、呼びかけ人になつてくれという勧誘をうけたのです。状況があまりに悪かつた。国会決議もこれではできないんじやないかと思つたほどだった。実は前の年に、新聞に民間基金で見舞金

と出たときに、僕はそこからやればいいではないかと思つて、そのような談話をしていました。だから、呼びかけ人になつてもいいとは思つた。それで谷野さんに二つ条件があると言つたのです。一つは、スタートするときには新聞に全面広告を出すこと。第二は外務省のキヤリアの女性に基金の事務局長をやつてもらう。その人が自分の人間性を發揮して、官僚的でなくやつてほしいう言つたら、第一はいいが、第二は難しい、できませんという返事だった。しかし、それでも引き受けることにしたのです。僕の周りの人はもちろん反対でした。さて、それで呼びかけ文をつくったわけですね。

### 大沼

呼びかけ文は当然われわれ呼びかけ人がつくるものだと私は思つてたんだけど、政府が原案をつくるって言われたのですよ。とんでもない話です。私は、国民の心



和田春樹氏

わだ はるき 1938年大阪生まれ。東京大学卒業。歴史学専攻。東京大学社会科学研究所助手、助教授、教授。96年同所長。95年アジア女性基金呼びかけ人、運営審議会委員、理事。2005年専務理事。

ただその頃は、私は全く違うことを考えていました。この問題を国連の場で解決するには、どうしたらいいかということです。その考え方、インフォーマルには現地の日本政府代表部の人たちにも、こんなことでどうかと言つたのですが、それは全く東京では議論の対象にならなかつたようです。私が考えていたのは、日本の慰安婦問題だけに限らずに、広く女性に対する暴力の問題として、日本は国連の場で取り組んでいくてはどうかということです。具体的には、「戦時における女性に対する暴力の被害者救済基金」というものを、国連につくつて、そこに日本政府がかなり大きなお金を入れる。そして第二次大戦中の慰安婦とされた人たちにもその基金から救済金を出すようにする。そういう仕組みへの関与に日本の責任と反省を込める。

金額はどれくらいかと訊かれたので、私は一〇〇億円

くらいだろうと言つたのです。あの頃はご存じのとおり、

日本はバブルだったので、そんなにめちゃくちゃな数字

でもなかつたのです。しかし、やはり金額の点で問題が

進んでいましたので、国連の基金という話は外務省の

中では検討の対象にならなかつたのでしょうか。ですから、

アジア女性基金という形で対応するというのは、私にとつてははじめて聞く案だつたのです。

中最年少でしたが、時間もなくて私が書かざるを得なくなり、結局私が原案を書いて、皆さんに見ていただいた。幸いなことに、わずかな字句のマイナーな訂正の提案があるだけで、みなこれでいいとおつしやつてくださいました。加藤タキさんなどは「こういうものが欲しかったのよ」とおつしやつて下さつた。あれは大変うれしかつたですね。

和田 呼びかけ文ができて、最初の記者会見をやつたんで

したね。七月でした。それで、その後いろんな組織が本格的にでき上がっていいくところで、理事会、運営審議会への参加が呼びかけられていくわけですね。そこで、横田さんも運営審議会にお入りになつたんですね。

横田 そうです。私は正確にいつだつたか覚えてはいませ

んが、私の名前が出たのは、比較的最後の方だつたと思うのです。国連の人権小委員会でも話しあわれていることだし、そういうことがわかっている人が、理事会に入つた方がいいのではないかということで、最初は理事で加わつてくれという話が、谷野さん、有馬さん、もう一人東さんが来て、お話をうかがいました。私はこの問題について、日本政府が法的な問題はおくとしても、道義的な観点から早く対応することが望ましいということを主張していましたので、その方向で動いているこのアジア女性基金をサポートすると答えました。

しかし日本政府がこの問題に真剣に取り組んでいると

いうことは、わかつていたものですから、それはいいことだと受けとめました。ただ理事として加わると、人権小委員会で議論する場合に、どうしてもアジア女性基金の委員を引き受けるということになつたのです。そのときはまだ委員長になるということは、全く想定していませんでした。

ただ運営審議会という委員会があつて、これは理事会の諮問機関だから、こちらはどうかと言われて、それならば、多少自由な立場ですし、私としても、当然被害者のためにできるだけのことをしたかったので、運営審議会の委員を引き受けるということになつたのです。そのときは控えたい、理事になるのは控えたいと考えました。

和田 そうしたら、初代委員長になられた。

横田 そうなんです。その経緯は、私にはわかりません。最初はやはり躊躇しました。というのは同じ理由です。しかし、そのとき、東さん、有馬さんから、結局国内でも既にいろんな活動をしてきた人たちが、運営審議会にいて、運動体のバックもあるわけで、そういう人でない人が委員長になつた方がいいと言われましたので、洪々お引き受けすることになりました。これがいきさつなわけです。

## 基金の活動の開始

和田 そうすると、呼びかけ文ができ、七月一八日に記者会見をして基金がスタートしたところで、八月一五日になりまして、新聞広告を出しました。このあたりについてお話をしますか。

大沼 基金設立時のことと、一つ記録に残しておきたいと思います。

和田 理事長の問題です。五十嵐さんは三木睦子さんを候補として念頭に置いておられた。みんなそう思っていた。だが、だれがリーグしたのかわからないのですが、三木さんが理事長候補だというのが、たしか朝日新聞に載つたのです。三木さんはまだ自分に何の話もないのにと、つむじを曲げたそなんなんです。

当时清水澄子さんが、五十嵐さんと三木さんの間でいろいろ動いていました。清水さんからは私がくわしく話を聞いて、五十嵐さんに、「五十嵐さんが行けば、受け取れると思うから行ってください」と言つたんだけど、五十嵐さんは確信が持てなかつたんですね。もし官房長官が行つて、けられたら、これは政治的なダメージになるということで、僕が清水さんといろいろ電話でやりとりしたが、結局、五十嵐さんは決断できなかつた。それで三木さんはだめだということになつた。

三木さんがだめならだれにするかっていうんで、赤松

に、できるだけ国民にアピールするものにするために、プロを入れなきやだめだということを言つていて、政府は電通に頼むことにしたんです。ところが電通の人を途中過程で参加させないで、最後にいきなり頼んだものだから、出てきた案が全然我々の考えるものと違うデザインのものだつたんですね。これは全然だめだということで、何で電通を最初から議論に入れて、進めなかつたんだと言つて、随分あのときも東さんと激論になつたけど、結局しようがないということで、こんなわけのわからないデザインをつけるよりは字だけにしようということになつたのです。

和田 あのとき、僕と弁護士の野中さんが指名されて、広告の案を見に行って点検するように託されました。それ

で結局呼びかけ文と総理のごあいさつの二つですから、総理大臣の写真を入れて、総理大臣のサインを入れることを頼みました。とにかく政府に逃げられないようにするのが必要だと考えたからです。それから「基金は政府と国民の協力で」という標語を入れるのも注文しました。

和田 山王の中華料理屋での最初の呼びかけ人の顔合わせのときに、アジア平和友好基金という仮の名称だったものを、そこに集まつた者の意見で、アジア平和国民基金に変えましたね。

大沼 国民から募金を集めるのだし、国民が歴史に向き合う基金なのだから、国民がつかないとダメだと考えたわけですよ。

和田 次は広告の話ですね。

大沼 広告も非常にもめました。私は広告をつくるとき

全国紙六紙に載つたので、費用は一億三〇〇〇万円かかったということですね。大変なことですよ。それだけ

かけて、廣告を出す。一切の後退はありえないということになる。

### 償い金の額がきまるまで

**和田**

そういうわけで基金ができるわけですが、基金の最初にいろんな事業を決めるやり方については、運営審議会で随分議論になつたんでしょう。

**横田**

いま申しましたような経緯で、私は運営審議会の委員長になりました。そのときの運営審議会の役割というのは、理事会の諮問機関であるということでした。諮問機関ということは、理事会から特定の事項を審議するよう言われて、それについて審議をして答えを出すということです。これはもちろん基金としての最後の答えではなくて、それを踏まえて理事会が最終決定をするという仕組みであったのです。ただ問題は、最初の頃、理事会から諮問事項が何も出てこなかつた。それで、私たちは一応運営審議会を開いて、どんな問題があるかということを検討しました。第一はどの国、どの地域に限るか。それから第二は、償い金はいくらにするか。そして第三は、被害者であることをどのようにして認定するか。この三つのことを決めなければいけないということになりました。ただ、運営審議会が理事会から訊かれてもいいないのに、検討をはじめるわけにはいきません。しかし、

が一番関心を持っていた問題でもありました。それで運営審議会は審議を始めたけれども、いろいろ関連する問題があるから、議論に時間がかかりました。週に二、三回集まって、集まると夜中過ぎまで、みんな残つて審議しました。すごく大変な時期だったのです。会議室から出てくると、記者が待つて、「いくらに決まりましたか」と訊いてくるわけです。「一〇〇万ですか、二〇〇万ですか、三〇〇万ですか」とストレートに訊かれました。私たちは一貫して、こう答えました。「運営審議会の審議の中身というのは、アジア女性基金が理事会で最終決定をするまでの内部の議論だから、これを一々皆さんに説明する必要はないし、説明をしても意味がありません。皆さんのが知りたいのは最終的な決定でしょう。その途中でどういう議論がなされているかということは、外部に出すとかえつて最終決定の金額にいろんな影響が出るから、それは言えません。」この立場をずっと貫いたのです。

しかし実際には、記者も知りたいものだから、「でも先生、案はあるんでしょう」とかそういったことを言つくるわけですね。実際案はあります。けれどもそれは言えなかつた。私自身が考へていた案はどういうものかといふと、これは大沼さんも知つていると思うのですが、九四年に国際法律家委員会（I C J）というN G Oがこ

それを決めなければ、基金は動きません。たとえば募金活動を始めるなら、目標金額を決めなければいけないと感じでした。それで結局運営審議会の方から理事会にお願いをして、まずどこの地域にするか、どうやって認定するか、それから償い金を幾らにするか、このことを運営審議会で検討して、理事会の方に答申をしてほしいという文書を出してもらいました。

運営審議会がこのように積極的に動いたのは、私が委員長だったからということではなくて、やはり運営審議会の中に、この問題がよくわかつていて、このまま何もやらなくていいのかという問題意識を強くもつっている人たちがいたということです。中嶋滋さんや高崎宗司さんですね。そういう方がいたので、とにかく運営審議会が何かやらなければ動かないという話になつたのだと思います。理事会は、さすがにそういうことを私たちに諮問したので、自分たちも動かなくてはいけないということになって、理事会の動きが始まつたと思います。運営審議会の方は諮問されましたので、それについて議論が始まったのです。

償い金をいくらにするかということは、当時メディア

の件で報告書を出して、その中で「アメリカが日系人を第二次大戦中に強制収容したことに対して、議会で二万ドルの補償を出すと決めた、このあたりが一つの基準になるであろう」と書いてあつたのです。それで二万ドルですと、当時の為替レートで換算すると大体二二〇万円が二三〇万円という数字になりました。しかし、強制収容された人たちは、その後自由になつて、割合しつかりとした生活をしている人がほとんどなのですが、慰安婦とされた人たちは、国に帰つたあとも家族にも受け入れられない人が多く、過去のことは人に話せないという非常に気の毒な状況にあることがわかつてました。それまで十数人の韓国の方から実際に聞き取りをやつたわけですね。それでそういうことがよくわかつていてから、やはり、その金額では無理だというので、私自身はもつと多い金額を考えていきました。

ところが、政府の方は、これは決して批判をすべきことではないのですが、予算の裏づけがないものについて、政府としては責任ある答えを出すことはできないというものでした。そこで、どういう答えを出してきたかといふと、「日本の政府はお金が出せません。したがつて国民党からの寄附でやります。寄付金の額も被害者の人数も分からない以上、今は答えが出せません」ということでした。どういうことかと言うと、寄附によつて集まつたお

金と、被害者が何人位いるかを見て、その数で割る、と  
こういうことを言つたわけです。それは、実際にはとても  
安く安い金額になつてしまします。そんなことでは、

私たちの誠意が伝わるわけがないというのが、私を含め  
運営審議会のメンバーの一一致した意見でした。

しかも、募金を集めるときに、やはり大体どのくらい  
を集めるかを枠として考えておかなければいけないし、  
被害者が何人かということを確認する場合にも、償い金  
がどのくらいかということはある程度枠がないといけま  
せん。足りなくなつたらどうするのかというようなこと  
を、政府の方からは言われたのですが、それは政府の責  
任でカバーする必要があると考えました。この事業は政  
府が本来行うべきことだ、という立場で運営審議会は審  
議しました。理事会の方は、基金の財政に責任があるか  
ら、そこまで言えなかつたのですね。しかし私たちはそ  
うだつた。いろいろな経緯がありましたが、結局、当時の  
原理事長の非常に責任感のある理事長としての決断で、  
総理大臣のところへ行かれて、最後は国が責任をとると  
いう言質をとつてきてくださつたのです。そこで、理事  
長は私たちに、「最後は私の責任で政府にやつてもらうか  
ら、そのことは横において償い金の額を出すようにして  
ほしい。そしてできるだけ必要な額に近い募金活動をし  
ましよう」と言されました。これは原理事長ならではの

決断で、ありがたかったことの一つでした。

いろいろなきさつがありましたが、運営審議会の方  
では、ご存じのとおり、三〇〇万円という案を理事会に  
提言しました。そのときには国も基金に、国民だけでは  
なくて、国もお金を入れるという金額を想定していました。  
しかし、それは政府との交渉で、そういう予算項目がないから出せないということになっていきました。  
それで運営審議会の方は三〇〇万円という金額を提言したのですが、理事会は集まらなかつたらどうする  
ということが、どうしてもありますから、最終的に一  
人二〇〇万円ということに決まりました。

#### 医療福祉支援事業について

**和田** 一九九五年六月一四日の五十嵐官房長官の発表の第二項目として、「慰安婦の方々に対する医療福祉など、お役に立つような事業を行う者に対して政府の資金等により基金が支援する」ということが入つてました。これが、後に基金の事業が決まつたときに一番大きく変わつた点ですね。医療福祉支援を個人に向けてやるということですね。これは基金が大きく努力する中で変えたという点だと思います。

**大沼** 僕も五十嵐さんと何度も電話でやりとりしました  
ね。最初は医療福祉事業はなかつたんです。国民からの

の強い圧力になりました。

**横田** 金額を決めて、次に運営審議会が問題にしたのも、  
総理の手紙なのです。これは最初から出すことになつて  
いましたが、どういう文章にするか、ということが問題  
でした。しかし、これについては何も諮問が理事会の方  
からなかつたのです。それで運営審議会の方からもう一度  
これは具申しようということになりました。それで總  
理の手紙の文案を運営審議会で検討して理事会の方に出  
すようにと言わたのです。そこで皆さんに相談して、  
運営審議会では高崎さんの原案をもとに、文案をつくつ  
て、出したのです。

私は正直言つて、あの手紙をあそこまで書き、しかも  
総理大臣が最後にこれでいい、と言わたのは、すごく  
大きな成果だと思っていました。總理大臣として「お  
詫びします」ということを、はつきりと書かれました。  
日本語では「お詫び」ですが、英語なら、Apology  
です。ただ韓国語では「謝罪」と訳すように注文しまし  
たね。

**和田** それはちょっと説明を要します。韓国語では「お詫  
び」は「謝過（サガ）」と訳すことになつていきました。そ  
こで、このさい「お詫び」はふかい意味がこめられてい  
ます。それを何とか挽回して実現したのです。ですから  
五十嵐談話の中身をどういうふうに具体化するかとい  
うところが非常に大きな問題でしたね。

また、村山内閣の時の最初の了解が危なくなりかけた  
のは、総理のおわびの手紙です。最初、五十嵐さんは總  
理が個々人に手紙を書くということをはつきり言つてい  
たけど、その後橋本内閣になつて、危なくなつたわけで  
すね。それを何とか挽回して実現したのです。ですから  
五十嵐談話の中身をどういうふうに具体化するかとい  
うところが非常に大きな問題でしたね。

**和田** 総理の手紙については、それをめぐる議論の過程で  
三木睦子さんが呼びかけ人をやめることになつて、彼女  
を説得するために銀座の方で集まつたりしましたね。し  
かし、三木さんの説得には失敗したわけです。もつとも  
三木さんが呼びかけ人をやめたという行為がやはり一つ

うになつたのは、一九九八年の金大中大統領の訪日のさ  
いの日韓共同宣言の翻訳の後からです。

さて運営審議会では、高崎さんの案が運営審議会でま  
とまつて、提出されたつてことですね。他方で、私も書  
いているのです。どういうことで書いているのかわから  
んのですけど、私の文章として出しているんです。結局

のところ、最大のポイントは総理大臣として謝罪する。  
道義的責任を感じるという文章を必ず入れてほしいとい  
うことでした。それで結局政府側の文章ができるまで、平林  
さんが三人の代表に見せると言わされました。横田さんも  
おいでになつたんですよ。

横田 だれのところへですか。

和田 平林さんのところへ。僕は一人で文案を見に行きました。

横田 私は行かなかつたのではありませんか。

和田 いや横田さんと、有馬さんと私の三人が行つて見せ  
られたのですよ。コピーはもちろんもらえない。最後の  
チェックをしたわけですね。それで結構じやないんでし  
ょうかと、いうことで帰つてきた。そこから、理事長の手  
紙ということが出てきた。

横田 ああ、そうですか。それは忘れていましたね。

和田 理事長も手紙を出そなうということになつて、それで  
私が総理の手紙の案として理事長に出したものが、理事

長の手紙のもとになつたのですよ。どういう検討をした  
のか忘れてしまいましたが、理事会では検討したんだろ  
うと思いますね。

横田 多分そうでしょうね。それは運営審議会にはきませ  
んでした。

### 理事会、三者懇、事務局体制

大沼 これは歴史に残ることだから、率直に評価も含めて  
申し上げますと、最初の理事会の構成というのは、呼び  
かけ人の側から見ると、かなり問題があつたのです。

和田 大沼さんは理事にという話はなかつたんですか。

大沼 最初からなかつたですね。政府はああいう財團をつ  
くるときの常として、呼びかけ人と理事は峻別するとい  
うきわめて形式的な論理で考えてたんですよ。僕が唯一  
原さんと有馬さんに言つたことは、これは問題が問題だ  
から、呼びかけ人にも働いてもらうことが大事だとい  
うことです。呼びかけ人はまとまりがよくつて、やる気が  
ありましたから。

和田 呼びかけ人は異様に張り切つていましたね。

大沼 呼びかけ人から理事会との連絡役を入れてほしい言  
つたところ、じゃあ一人くらいといふんで、私が下村満  
子さんに理事になつてくださいと頼むと、「いいわよ」と  
言つてくれた。それ以来私は下村さんに借りがあるんで  
した。

大沼 私は基金設立にあそこまで中心的にかかわつたの  
に、設計者の一人として大変申しわけなかつたなと思つ  
ているのは、五十嵐さんを取り込めなかつたことです。  
五十嵐さんは、基金ができた直後に官房長官をやめるわ  
けです。議員も九六年一〇月にはやめられた。だから五  
十嵐さんを基金に迎え入れることは、何度も原さんに進  
言したんですが、僕も原さんもあのとき十分ガツツがな  
かつたんですね。五十嵐さんを十分口説かなかつた。そ  
うすると、専務理事あるいは理事長代行的な人がいなく  
て、基金は呼びかけ人などのパワーを十分活かせなかつた。

和田 私は、一九七〇年代初期から三〇年ぐらいのあい  
だ、政府をどう動かすかという市民運動にかかわつてい  
て、それにはメディアを動かすことしかないと、骨身に  
のところ、最大のポイントは総理大臣として謝罪する。  
道義的責任を感じるという文章を必ず入れてほしいとい  
うことでした。それで結局政府側の文章ができるまで、平林  
さんが三人の代表に見せると言わされました。横田さんも  
おいでになつたんですよ。

大沼 あれは、私が、原さんに、「このままじゃ、動きま  
せんよ。三者懇談会方式でやりましょう」と提案したと  
ころからはじめましたと 思います。最初の頃は随分三者懇  
をやりましたね。ところが、しばらくしたら監事の橋本  
さんから、この形式は適法なのかという意見が出て、問  
題になり、以後三者懇はあまり行われなくなりました。

和田 たしかに、通常の運営方式をこえていましたね。し  
かし、三者懇がなければまわらなかつた。

横田 全くそのとおり。もう一つ、政府がつくつたものが  
事務局です。しかし、これが最初はあまり機能しません

しみて分かっていました。自分がサハリンにある程度のことができたのは、メディアを動かしたからだろうといふ自負もあつたので、私は基金のだれよりもメディアについての積極的な意見を持つていたと思います。それを三者懇で、積極的に韓国でも広報をうつべきだと随分主張した。だが、理事会のメンバーは非常に消極的だったし、政府も消極的だった。私は事務局の原田君をくどいて、努力に努力を重ねて、理事会決定で呼びかけ文の韓国語訳を出すことを取りつけたんですよ。

**和田** それは理事になつた後ですか。  
**大沼** なる前です。僕が理事になつたのは九九年くらいで  
すから。

**横田** 割合早い時期に、それがありましたね。呼びかけ文を翻訳をして韓国で広報するというところまで聞いていました。事務局はやると私は思つていたのですが、それをやらなかつたのですね。

**大沼** 当時の事務局長も積極的でなく、結局理事会決定が執行されないまま、うやむやになつて終わつてしまつたのです。

**和田** あと韓国の新聞との関係ですが、東亜日報との関係などは。

**大沼** 僕がもう一つ強調したのは、在京の韓国特派員を集め、定期的にブリーフィングをして、彼らにわかつて

もう必要があるということです。これは、原田君も熱心で、社会党から事務局にきていた多賀さんがある程度やつてくれましたね。ただ、それぐらいで、後は私の理解している限りでは韓国のメディアへの働きかけは不十分でしたね。個別的に和田さんや高崎さんがやられるのは別として、基金としては私の理解する限りでは、まったく不十分だったと思います。

**和田** 結局、韓国ではまず七人に事業をしたのですが、その七人の人たちに対して厳しい非難の世論が生まれました。それで、何とかその人たちを元気づけなきやならんということで、私の友人を通して、韓国のカトリックの金寿煥枢機卿に会つていただき、励ましの言葉をかけてもらいました。そのうちに問題になつたのは、九六年に韓国で募金をしたさい、韓国国民から集めたお金を、基金から受け取つた七人には渡さないということになつたことです。七人の人たちが非常に苦しめられたのです。そのときに推進していた団体、募金者団体の人々も、皆私の友達だった人たちばかりですので、高崎さんと二人で手紙を出しました。

**大沼** 僕は、今でもとてもよく覚えているのは、九六年でしたか、当時かなりしょっちゅう韓国に行つてて、二人の友人に集つてもらつて、三人で食事をして、「あなた方二人は十分にこの是非はわかるはずだ」と話したんで手紙を出しました。

**横田** 僕は、今でもよく覚えているのは、九六年でグもされずに生き延びてはいるので、ありがたいけれども、影響力は限られていましたね。

**和田** でも、李元雄教授は日韓学生フォーラムの韓国側協力者として、熱心にやつてくださつたんだから、本当にありがたいことです。

**大沼** その通り、ほんとうにありがたいことです。

**横田** 日韓学生フォーラムには、日本人学生もそうですが、韓国的学生がこの本を読んで来て、一緒に議論する。議論することの半分は慰安婦問題とか、植民地支配の問題でしたが、半分はやはり若者だから、将来どうするかということを話し合いました。これは原田さんが中心にやつてきましたが、李元雄先生の尽力も大変重要で、結果的に非常によいプログラムとなつています。今年で終わりになりますが、韓国サイドからも、ぜひこれを続けてほしい、という声が来ています。基金解散後は外務省がやつてくれればいいなと思つていてます。

#### 国連での討議

**和田** それでは次に、国連でのお話しをうかがいたいと思います。

**横田** 日本での運動、それから韓国での運動の一つの源が国連での討議ですね。御存じのとおり、まず九六年六月、国連人権委員会の「女性に対する暴力」の特別報

韓国には今お話をしたような社会的背景があるもんだから、李元雄さんが学者生命を断たれるんじやないかと、非常に心配しました。よく勇気をもつてやつてくれたと思いました。ただ、韓国版の題名は違うんですよ。『軍隊慰安婦問題とアジア女性基金』（東信堂）ですね。この本は九八年の一〇月に出て、その韓国語訳が二〇〇一年五月李元雄氏の努力で出たのです。それで韓国の中に次第に広まり、最近では朴裕河氏がそれを用いて、アジア女性基金を韓国の中で論じるということになつたわけですね。

**大沼** それはね、何もやらないよりは、ありがたかった。

韓国には今お話をしたような社会的背景があるもんだから、李元雄さんが学者生命を断たれるんじやないかと、非常に心配しました。よく勇気をもつてやつてくれたと思いました。ただ、韓国版の題名は違うんですよ。『軍隊慰安婦問題と日本の市民運動』というものです。そして、ごく一部の人にしか読まれていません。それで彼はバッシン

告者であるクマラスワミさんが報告書を出しました。クマラスワミさんは「女性に対する暴力」一般の問題、それもとくに現在の問題を扱うので、慰安婦問題は自分の直接のテーマではないということを言っていたのですが、N G O の方から「いや、被害者は今でもいるのだ」ということでプレッシャーがあり、結局彼女は慰安婦問題を報告書の付録という形で出したのですね。ただどういう形で出そうとも、国連の特別報告者が出した正式の報告書ですから、それが「国連の報告書」という形で、国連（人権委員会）の立場を示す文書として誤って日本では喧伝されたわけです。細かい点を言うと、クマラスワミ報告にはもちろんいろいろ事実の点で、間違っていた部分もありました。しかし、日本政府がアジア女性基金をつくって、対応していることについては、これは解決に向けての第一歩であるとクマラスワミさん自身も評価しているのです。そのクマラスワミ報告書の二年後、九八年六月に、今度はマクドウーガルが私が出ている人権小委員会に「戦時における女性に対する暴力」の報告書を出しました。これはクマラスワミの報告書をある程度下敷きにして、マクドウーガル自身もとともに弁護士ですから、法律的に細かい議論をして、日本は国際法的に謝罪し、賠償し、それから今後こういうことを一度としないための予防策をとる責任があるということを書いたわけです。

一つの材料として、クワラスマミ報告書やマクドウーガル報告書が使われたといえます。

そういうことがずっと起こつてましたので、私はそれについては一々新聞社に抗議をしたり、そのように発言した人に注意をしたりしてきました。つまりそれくらいにいいかげんなことを一部のメディアや活動家はやつていたわけです。

ところで、国連の場では、人権小委員会のメンバーの全員が、若干慎重論はあつたのですが、その人たちも含めて、さすがにN G O の活動がちょっと極端だということを感じ始めまして、「自分は考え方を変えました」とか、「アジア女性基金は、日本政府が隠れみのとして使っているものではない」とはつきり会議で発言するようになりました。しかし、そのようなことは、一切日本には報道されませんでした。イギリス人のパリーさんという女性の委員は、「私は、考え方を変えました」とはつきり言いました。「日本政府の対応は、これは起こり得る中で一番いい、被害者にとつていい答えだ」とまで言つたのですよ。それは私の文書には書いてありますけれども、ほかの人は全然触れていません。それからノルウェーのアイデ委員など人権の専門家の人たちもみんな同じようなことを言つていました。非公式にはもつとはつきりと、「何で第二次大戦中のことを今やるのだ」という声さえ聞こ

ただ、国連の特別報告者の報告書というのはどういう位置づけかというと、日本でメディアやそれからN G O の人たちが、これが国連の報告書だということで、いろいろと日本政府に圧力をかけるための、一つの材料にしたわけですが、実際は、報告書というのは、国連の機関である人権委員会、あるいは人権小委員会が審議するための材料を提供するというもので、国連の立場を示す文書ではありません。だからそれ自身が、国連によつて権威を認められ、完成されているというふうに位置づけられているわけではないのです。このことは国連の各委員会にかかわっている人たちはみんなよくわかっていることです。私も何度も報告書を書きましたけども、そういう扱いなのです。

しかし、特別報告者が書いた報告書というのは、大変な時間と労力をかけて書いているから、決議では必ずウエルカム（歓迎）になるのです。そうするとウエルカムというのとは、これは中身をエンドース（容認）しているのと同じだという形で、報告書の性格を誤つて伝え、しかも中身を読むと、「アジア女性基金は問題解決に向けての第一步である」と書いてあることも言わず、そしてそれが決議でウエルカムされると、中身が全部エンドースされたという形で、またこれもねじ曲がつて新聞で報道され、国内のN G O に伝わるのです。こういうふうに、外圧の扱いなのです。

えてくるわけです。私はそれを全部言う必要がないので、言わなかつたし、また言うことによつて別の目的に使われるからそれは言わなかつたのですけれども、実際はそういう情報をフォーマル、インフォーマルな場で私は聞きながら、全体として見れば人権小委員会は、日本政府がアジア女性基金をつくつて対応しているのは問題解決に向けての第一歩だと見ていくと判断していました。これで、完全な答えではないけれども、第一歩だと、こういうことを言つてる。その認識は私と一致しています。

それから歴代の人権高等弁務官、とくにメリー・ロビンソンさん、そして現在のルイーズ・アルブルさんは、日本に来られたときも記者会見などで、アジア女性基金は問題解決へ向けての第一歩であると、はつきり言つてゐます。だからこれが国連では定着している判断だと言えます。しかし、いまだにN G O はそのことを認めないし、新聞も事實を正確に報道しないということで、私が判断している認識と、それから日本で多くの人が持つてゐる印象との間に、非常に大きなギャップがあるのは事実です。国連では英語等の外国语で議論しているために、日本語で日本に伝わつてくるときには、やっぱりN G O の情報操作もあつたし、それにメディアがきちつて対応しなかつたという問題があります。メディアの責任がとくに大きいと私は考えています。

**和田** 大沼さん、いまの点はどうですか。

**大沼** 私も同じ意見ですね、

**横田** 大沼さんは二度ほど実際に人権小委員会に来られて、現場を知っていますから、よく分かっておられると思います。

**大沼** 残念ながら、クマラスワミ報告は学問的には水準が低いんですね。事実の面でも信頼できない意見に依拠しているし、法的な議論にも問題があるのです。それなのに、日本のかなりの学者、例えば武者小路公秀さんが代表になつて、国連決議実現みたいなことをやりましたね。私は学者として自己批判してほしいと思います。

それを大々的に真実として報道した日本のメディアの責任も問われるべきだろうと思いませんね。国連の報告はピンからキリまであって、特に報告書の中には非常にすぐれたい報告もあるけれども、残念ながらクマラスワミ報告の慰安婦の部分は、本当は落第点がつくし、マクドゥーガルの報告のレベルはもっと低いと思います。

**和田** みな特にヒックスの本によつているんですね。

**大沼** ああいうものに依拠すること自体、非常に手軽で、学問的には落第です。

**和田** その後は、吉見さんの本の英訳も出ましたから、大分よくなるのですが、それでも問題が出てくるんです。マクドゥーガル報告は慰安婦犠牲者の人数について、非

いる立場からすると、その経験そのものはやっぱり、私にとっては非常に意味のある活動だったということが一つ言えます。二番目には、別に皆さんにお世辞を言うつもりは全くないのですけれども、いろんな組織や団体に今まで関係してきましたが、基金で知り合った人で、しかも呼びかけ人、理事、運営審議会委員、そして事務局職員、外務省や外政審議室の担当者、こういう人たちと一緒に仕事ができたことが、一番人間的に気持ちのいい経験だったということです。みんなとてもすばらしい人たちが集まっていたということです。みんな自分の地位や名声、お金など世俗的なことを全く考えずに、日本が過去にやつたことを、自分たち日本人の誤ちとして自分で引き受け、被害者の方たちにできるだけのことをしようということのためだけに集まつてきて、時間を使い、労力を使い、ポケットマネーを出していくいろいろ活動しています。今までそういう人たちに実際に接した経験がなかつたので、私はアジア女性基金に集まつた人たちといふのは、すばらしい人たちの集団であったと思います。三番目に、アジア女性基金は政府がつくれたのですが、そのように政府がつくれた組織の中、私が知る限り一番政府がコントロールできなかつた組織だったということです。もちろん限界はありました。限界はありましたが、政府外務省の方もつくつておきながら、こんなはず

常に大きな問題がありました。荒船清十郎さんのお粗末な発言を、カレン・パーカーの論文から安易に使つたのです。それで、慰安婦は二〇万人で、この三分の二が殺されたと主張しました。基金のパンフレットでこのことを批判しました。

**横田** それからもう一つは、ILO（国際労働機構）の方でも慰安婦問題を提起するようになりました。ILOについては、たまたま私は慰安婦問題とは全く関係なく、ILOの専門家委員会の委員になっていますが、そこに慰安婦問題を強制労働条約（ILO二九号条約）違反として、日本と韓国の労働組合が問題提起をしています。この点に関してはILOの専門家委員会も報告書の中で意見表明しています。ただ年ごとにコメントは短くなり、日本政府に情報提供を求めるという内容になつています。日本政府の方はこれに対して、詳細な回答を毎回丁寧に出していて、その点は専門家委員会も評価しています。

### 基金に関わったことの意味

**和田** さて、最後の質問ですが、基金を振り返つて、どうお考えでしようか。

**横田** 今振り返つてみると、基金の活動には時間も取られたり、気苦労も多かつたし、本当に大変だったのですが、けれどもやっぱり集まつている人たちが問題の解決に向けて力を合わせ、心を合わせるというところがあつたの

じやなかつたということを随分感じたのではないかと思うのです。それはそうですが、結果がよかつたので、今はこだわりがないと思います。ただプロセスにおいては、本当に言うことを聞かない組織だったと思うのです。だけれどもやっぱり集まつている人たちが問題の解決に向けて力を合わせ、心を合わせるというところがあつたので、外務省としても、強く言えなかつたということもあつたと思うのです。私たちも外務省が全くできないことをやれとは言わなかつたので、やれる範囲でできるだけするようにお願いし、それがよい結果につながつたなとういう気がします。私はその意味でも、いい経験だったと思うのです。

四番目については、これは意見がはつきり分れていることはよく知っています。大沼さんや和田さんも、意見が少し違うところがあることは、知っているのですけれども、私は国連の場で議論していたときには、慰安婦問題だけを取り上げるというのは、本来の国連での審議とちょっと違つていて、「女性に対する暴力」、それから「戦時における女性に対する暴力」、こういう問題の流れで慰安婦問題を見ていました。これが何で国連で問題になつたかというと、慰安婦問題から出てきたのではなくて、旧ユーゴスラヴィアやルワンダなどで一九九〇年代に行われた戦場における女性に対するひどい人権侵害、レイ

普や虐殺があつたわけですね。また私が国連の特別報告者をしたミヤンマーでもあつたのです。こうした女性に対する人権侵害に対して、国連では何かしなくてはいけないという声が高まり、クマラスワミさんやマクドウーガルさんが特別報告者になり、報告書を出すことになったのです。そこに過去の歴史の中に慰安婦問題があつたのですが、NGOから問題提起されて、取り上げられるようになつたという経過がありました。従つて、私もそういう説明をしてきましたし、日本政府も、そのような国連での議論の流れがわかつていたものですから、過去に日本が行つた間違いを反省しながら、現在起つている問題について、日本としても、取り組むことを表明してきました。実際アジア女性基金には、女性の尊厳事業という現在の問題とも取り組むということが位置づけられていました。基金のこの面での活動は国際的にも高く評価されました。

ところで、アジア女性基金は償い事業が終わつたので、二〇〇七年三月末をもつて解散することになりました。最重要の活動が償い事業でしたから、その事業の終了をもつて基金も終わるということ、それはそれでいいと思います。アジア女性基金は終わつていいいのですけれども、私はアジア女性基金をつくったときに、政府が説明してきたことの一貫性は、今後も持ち続けてほしいし、私自

の」と言われました、私も正直そういう気はしました。呼びかけ人を引き受けて、その後理事にもなつて、これは皆さんそうでしようけれど、徒労感というものがこれほど大きな組織というのもなかつた、そういう感想がありますね。ほかの運動とか仕事だと、絶望感というものはあつたかもしれないですが、アジア女性基金の場合徒労感、これが非常につらかつた。だけれども、中に入り人たちが本当に気持ちのよい方たちで、それでやれたと思います。

他方で、私は自分が学生時代から、戦後責任、植民地支配問題に直面して、そういう社会的な問題の解決に携つてきました。最初は朴政権下で北に行つたとして死刑判決を受けた金圭南と朴魯洙の救命運動をやつて、にもかかわらず死刑執行されてしまう。あのときの異常に切ない思いが最初にあつて、その後は、最初の頃は問題を提起しても参加する人が少なかつたけど、だんだんやる方がふえてきて、在日韓国・朝鮮人の権利保障運動とか、サハリン残留朝鮮人の帰還運動をやりました。途中の絶望感はすさまじかつたけど、サハリン残留朝鮮人の帰国運動は最後には何とか達成できた。アジア女性基金は、慰安婦被害者三六四人に償いをお渡しすることでおわりました。

五十嵐官房長官が九五年六月に談話を発表した直後に、

身も人権小委員会等の場でそういうふうに説明してきたから、それにかかわらざるを得ません。それは何かと言ふと、現在世界各地の戦場で起つてゐる女性に対する暴力、これに取り組んでいかなければいけないということです。それに基金解散後も日本政府が継続して関心を持ち、問題解決に向けて努力をしていつてもらいたいというのが、私の非常に強い希望です。私は基金が存続してその活動をつづけてもいいと思って、一時はそういう意見を理事会でも述べましたけれども、しかし理事会はやはり区切りをつけた方がいいということでしたから、それはそれでいいけれども、そうだとしたら政府がそれを引き続きやっていくべきだと、こういう意見です。

**大沼** いろんな思いがあり過ぎて、難しいんですが、横田さんのおっしゃった二番目の点。これは私も本当にこの一年間人間としては、——下村満子さんともけんかし合つたし、事務局の体制に批判をもつてイライラしたとか、和田さんにもくつてかかつたこともあるし、いろいろあるけれども——、原理事長をはじめとしてすばらしい人たちに囲まれて、そういう意味では本当にありがたかったなと思います。

和田さんも呼びかけ人を引き受けるとき、奥様が反対だつたとおっしゃつたけど、私もやつぱり妻があの時に、今までずっと市民運動をしてきて、もういいんじゃないかなと

読売新聞にこの基金でやつていくべきだと書いたとき、一体何人が受け取つてくれるんだろうなど考えました。一〇〇人受け取つてくれたらしい線かな、という気持ちで書いていたかと思います。ですから、三六四人というのは悪い数字ではないという思いはある。あるけど、他方でやっぱりもうちょっとうまくやつて、もう少し多くの人に、しかも韓国みたいにバッシングにあうような、こういう二次被害を与える前に、やれなかつたのかなど、何度も何度も思います。とてもこう、切ないです。

あと一つはこれももう三五年以上やつて自分でごく嫌なのは、韓国の社会の余りにも変わらない、反日さえ言つていればいいという体質です。このアジア女性基金で一年間慰安婦問題をやつて、——その前にももちろん気づいてはいたけれども——、これほど根の深いものだつたかと思つています。さつき私は韓国の知識人と話したときの絶望感を話したけど、これほどだめだったのかということを韓国について知つてしまつて、はつきり言つて僕は今、韓国があんまり好きじゃないですね。そういう気持ちになつてしまつたというのは、すごく殘念ですね。あれほど、言ってみればこっちの片思ひかもしれないけど、三五年間やつてきてこうだつたのかと思うとね。自分が慰安婦問題についてやつたことは日韓関係の改善には役に立たなかつたのでしようね。被害者個々

人の利益を守ることがそれにまさると信じ、ずっとこの一年間やつてきたから、そのことは自分の中で整理はできてはいるけれども、それでもやっぱり嫌だという思いは残る。それは否定できないということですね。

一つよかつたことは、最初の頃、十分自分でも理論化できなかつたけれども、後には、新たな公共性の担い手としての市民と政府の共同事業という考えが理論化できた。私も、最初の頃政府がやればいいのに、国民がやらされてる、みたいな気持ちがあつたので、どうしても元気が出なかつた。でも、公共性というのは、政府だけが独占するものでなく、メディアやNGOが分ちもつとう考え。これはこの一年間を通じて明確に自分の思想として、理論化できたと思います。われわれを批判して、いた人たちもかなり理解してくれるようになつてきて、例えば神奈川大学の阿部浩紀さんも、かなり批判的なコメントをいろいろくれたんだけど、アジア女性基金といふのは、新たな公共性の担い手で未来を先取りするものだつたのかもしれないと書いてくれました。これから私の自分の思想課題として、もつとつめていきたいと思います。

**和田** これで終わりですから、私も一言申し上げます。僕は、アジア女性基金は、政府と国民、政府と市民運

動が、一緒にやつた戦後例のない形であると考えます。しかも主題がかつての戦争に対する反省、被害者に対する謝罪と償いであるということもかつてないでしょう。だからこの経験は、非常に重要な歴史的な遺産だと思いますね。やつたことは、いろんな失敗もあるし、いいところもあつた。この経験が非常に貴重であつて、みんながこれを共有していかなければならぬということは確かにあるかと思います。

それから第二は、韓国との関係ですが、大沼さんの意見はうかがつたけど、僕はそれでも、日韓の関係にはやっぱり前進はある。やっぱり変わつて行くと、変わって行かざるを得ないと考えます。ですから必ずやっぱりもう少しこれについてかかわっていく必要があると僕は思います。一番心残りは、中国と北朝鮮に実施できなかつたということですね。これはまあいろいろ関係がありますが、ここであんまり言う必要はないですが、それぞれの国の中で十分要求が出てきていないということのほかに、このまま終わるということは、やっぱり政府の責任だと僕は思いますね。

今日はどうもありがとうございました。

(二〇〇六年一〇月二〇日、基金理事長室にて)

## 聞き取り・被害者の気持ちに向き合う

### 中嶋 滋

#### 元運営審議会委員



なかじま しげる  
1969年早稲田大学卒業。同年自治労中央本部書記局に就職。90年—99年中央執行委員（国際基会局長）。95—99年アジア女性基金運営審議会委員。99年—2005年連合常任中央執行委員（総合国際局長）。2004年ILO理事（労働側）。

#### 基金にかかわるまで

——償いの事業、とくに韓国・台湾事業の実施担当としてご苦労されたのですが、いまのお気持ちはいかがですか。

**中嶋** 結論的には、やはり関わってよかったです。僕自身も非常に勉強になった。戦後補償問題から日本の歴史の問題、とりわけ韓国、中国をはじめとしたアジア諸国と日本と

その後金田さんが、「私が平凡な一生を送られたとしたら、あんたくらいの子どもがいたんだよね」と言われたときは、何ともいえない気持ちになりましたね。金田さんをはじめあの年代の人が受けた傷を、その息子の世代である僕がどういうふうに対応できるのか、すべきなのかということを非常に強く感じました。それだけでも僕にとっては非常に大きな教訓だったんです。

当時の日本が彼女たちの人生に与えた負荷——  
あまりにも大きく深い傷を彼女に負わせている。  
特に金田（君子）仮名）、さんが私に与えた影響は常に大きかった。彼女は、たまたま私の母親と同じ年でした。同じ時代に生まれて、生まれた場所が朝鮮半島か日本かの違いで、これだけの差ができるというのを考えると、

もともと僕が社会的な運動に本格的にかかわりだしたのは一九六四年から六五年。日韓条約締結反対闘争というのが当時の学生運動の一つの大きな課題だった。当時の問題意識は、日米韓の反共軍事同盟強化反対という極めて政治的な視角からのみ考えていました。しかし、日本がかつて朝鮮半島の人々に対してどのような侵略、植民地化というプロセスと実態のなかで傷を負わせ、それに対してどう追跡し歴史的に責任を果たすか。それが当時の日韓条約のなかにはつきりと盛り込まれていないということに対する批判は、当時の学生運動も労働運動も非常に希薄だったんですね。そういう日本側の取り組みが、条約反対闘争から戦後補償をきちんと新しい関係をつくりあげていく契機を運動的には失わせしました。位置づけの貧しさがそうさせたという意味で、被害者に対して十全な補償がなされていないという責任の一端を、運動に関わった側としてもつべきであるという考えがありました。

——当時ようやく戦後補償に目が向いて、慰安婦問題も課題になっていきました。

**中嶋** それを痛感したのが村山政権の樹立で、戦後五〇年を契機にして、今までなし得なかつたことをという社会的な機運も高まつた。その思いをもう一度もつて、戦後補償が法的賠償としてきちんとなさるべきであると

いう立場に立っていました。だから村山政権がこの基金構想をつくっていく初めの段階では、むしろ批判的、反対であるという立場。曖昧にしてはならない、被害を受けた方々に対してきちつと賠償、補償をすべきであると思つていました。では、具体的、現実的に償いの気持ちを表すためにどうしたらいいのか。思い至つたのは、韓国の被害当事者の人たちにお会いしてお話を聞いていくなかでした。いずれも過酷な半生を送られて、精神的にも肉体的にも非常にダメージを受けている、しかもどんどん高齢になつていく。理想的に賠償として実現していくことなどを追求しつつも、命の時間との競争という側面をもつている課題ですから、それに応える現実性、また具体性をもつた対応が必要であろうと考えました。最終的に批判的関与という道を選んだというのが、基金に対する当時の基本姿勢でした。

#### 基金のなりたちと事業

——政権与党は「自社さ」連立でしたが、当時の総理府や外務省も内閣の意思を受け止めて進めましたね。

**中嶋** 全体としてそれぞれ、善意とか真摯な気持ちはもつておられた。政府の官僚としては、いわば戦後五〇年を契機にして、のどに刺さつて骨を抜いておかないとこの後の国家としてのありように齟齬をきたす可能性、

危険性があるから、なんとしてもそういう骨を抜く努力はしないといけないということであったと思いますね。

サンフランシスコ条約とそれを処理した二国間の条約で全部法的にきりがついている。この立場は絶対曲げられないということは、不動のものとして彼らはあるわけですね。けれども人道的な立場から、特別な切り口で議論が成り立つ課題の設定ができる分野については、特別な措置ということを自民党を中心とした政党を説得してしまうように努力しなきゃいけない。官僚として、将来に向かって大きな障害になつてしまふかも知れないトゲを抜くようになんとかここでやろうとした。

基本は法的には終わっているが、被爆という特別な切り口で人道的立場からの特別な追加的な措置ができる。二番目、家族離散という特別な切り口。これはサハリン問題等がそうです。

もう一つが性という切り口で、この慰安婦問題。同じ強制的手段で連れていかれたという意味では同じで、切り口が違うというわけです。僕らは、特別の切り口で追加的措置という形態をとってもやることを通じて、どのように全体的な補償、賠償にもつていくかを考えていて、同床異夢的なところがあつた。

――戦後五〇年、戦後補償への取り組みでも議論はさまざまありました。

女たちにお会いする機会を得た人間だからそういうと思うのかもしれないけれども、やはり原則論だけで何事もできなかつたのと比較をすれば、大きな意味があつたのではないかと思っていますけどね。

――労働運動と市民運動の接点でいうと、自治労鳥取県本部などの動きがありました。

**中嶋** 一九六五年の日韓条約締結反対闘争に、労働運動として取り組んだことが経験としてあるわけです。当時の鳥取の委員長は、まさに僕と同じ年の人でね、彼はそのとき労働運動の現場にいて、同じような思いをもたれていた。

彼は実践的であつて、若い世代の組合員に戦争被害当事者との対面、交流を通じて戦争の悲惨さなり、自分たちが加害の側に立たされているということと、被害の側に立たされた人と本当に人間同士向き合つて、未来はそこからしか開かれないと考えた。「慰安婦」とされた人々を鳥取に招待して、若い組合員の家にホームステイをしていただき、夜通しさまざまな経験を語り継いでもらうというプランを実施した。若い組合の人が自然に被害当事者の肩を揉んだり、足をさすつたりする。その中で本音をとつとつと日本語で伝え、語る。そういう交流を通して、こんな人のいいおばあさんに過酷な目に遭わしたのが自分たちのおじいさんの世代であることをその若

**中嶋** 半世紀ですからね、過去を振り返つて将来に向かう一つの節目で、いまやつておかないと禍根を残すという心情をもつ時期だったのかもしません、日本の場合はその時に「自社さ」という戦後なかつた枠組みができたという政治的なタイミングがあつた。「基金」反対派の人たちは、一緒にやつていればもつと賠償に近いものを実現できたかもしれないという。けれども、逆に圧倒的な保守政治勢力があつて、社会的な動向としても戦後補償問題は遠い過去のこととして一般市民社会では受け止められ、牢獄とした考え方根を張つていて部分もまたある。そういう政治社会状況のなかで何ができるか。被害当事者の命の時間との競争という局面のなかで、短時間にきちつと成果を固めて届けることを考えたときに、逆に原則論ばかり言つて外から反対、反対ということに全精力を集中して対応して、いつたい何が生まれたのか。一緒にやつて、中から「基金」の事業をもつと豊かなものに、あるいは当事者の気持ちや状況に添つたものができたのではないかというのも議論としてはあると思う。

結果を見てみますと、現在ちょうど「基金」が発足して一〇年、事業を受け止められた方も、また受け止められなかつた方も被害当事者の多くが次々と亡くなられている。僕は彼女たちが存命のあいだにわれわれの償いの気持ちを届けられたということの意味は、これは直接彼

い組合員が感じ取つていく。自分がどう向き合うかといふことで、そのあと友達や組合の仲間を誘つて韓国に行つて、おばあさんのところを訪ねて泊めてもらつて……と発展していった。そういう取り組みが鳥取県本部だけではなく、いくつかのところであつて、そういうことを基盤にして「基金」の国民の償いの気持ちを表す拠金活動についても関わっていく。実際に被害当事者に会つて、そういうことをやつたところは、いまできること、自分たちの気持ちをどういうかたちで具体的、実質的に届けるかという観点から、「基金」に対し一定の批判をもちながらも積極的にその募金活動をやっていったわけですよ。労働運動でも、若い人たちが日本の戦後補償問題に取り組んでいる市民運動の方々とか、韓国の市民運動の方々や韓国遺族会も含めて交流するなかで、運動の幅というか、とりわけ人権問題の重要性——これ女性の権利の問題も当然含まれますが——に関心領域が広がり、当然運動課題としての幅も深みも増すということになつたといえるでしょう。

#### アフターケアについて

――償いの事業の実施内容、スキームを固める過程で大変な議論を重ねました。そして今、「基金」はアフターケアを課題にしています。

**中嶋** 実施のスキームをどうつくるか、私は当時の外務省のアジア地域政策課の人々とか、内閣官房の外政審議室の人々とずいぶんやりあつて、ほとんど殴り合い寸前ぐらいまでいったことは何回もあつて、夜中の二時、三時まで何日ものそうした経験を、いまとなつては懐かしく思い出します。被害当事者の方々はこういう実態に置かれ、こういうふうに思つていますよ、それに応えるようにしないとこの事業全体が必ず失敗しますよという説得の仕方を含めてつづけた。彼らがそれなりに努力をして、当初考えられていたスキームを被害者のおかれている実態や気持ちに近づけることもできたのではないか。この間、金田さんをはじめ僕が非常に多くのことを教えてもらつた人が、次々と亡くなつておられて非常に悲しい思いをするんですが、「忘れるることは決してできない、しかし少しは許す気になれたよ」ということ、その許す氣になれる度合いを少しでも深めていく最後の努力を「基金」はすべきだと思います。その最後の努力というのは、フォローアップとアフターケアとか言われている課題で、僕は基金の事業の成果が最終的に問われるのはまだと思ふんですね。まさに彼女たちがつらい人生の最終局面に立ち至つていて、明日はわが身かと思わざるを得ない状況のなかで日々暮らしておられるのが現状でしよう。そういう彼女たちに、許す気を少しでも多くもつていた

だくというのは、われわれにとつても非常に重要なことであろうと思うんですね。

だから、店閉めの清算事業的な観点からは、このフオローアップ、アフターケアをやつてはならない。やはり、基金の事業を最後に完成させる意味のある事業として考へる。画龍点睛を欠くと言いますけど、この課題について、そういう基本的な位置づけというのを大事にした取り組みをすべきではないかと思っています。

僕は原前理事長には本当に感謝をしたいと思っています。僕は学生運動をやって、警視総監原文兵衛の名前でよく逮捕、勾留されました。まさか「基金」で一緒に仕事をさせていただくとは思つてもみなかつた。原さんが、現場つまり被害当事者とその実態と向き合つて、その方たちの気持ちを踏まえての意見は最も重視をするし、それを尊重しますよという態度に徹してくれた。僕らにも、そういうことで仕事をどうぞ進めてくださいと言つてくださつたから、ずいぶん力づけられて、ありがたかつたですね。原理事長は、僕が学生のときにもつっていたイメージとはまったく違つていた。やはりあの見識と温かいお人柄、僕は尊敬しています。非常に多くのことを教えてもらった感じです。の方は、だから金田さんや被害者的人に会つても、話の聞き方とか接し方とか、率直に言つて頭の下がる対応をされました。差別感つていうの

は一切感じさせない。被害を受けた方の大半は当時の朝鮮半島のなかで最も貧しい、下層に位置づけられた人々の子どもだったわけですね。字が読めない、書けない人も多い。だけど悲惨な人生から学び取つた人間としての立派さがある。そういう人たちに原さんは、本当に人間としてちゃんと向き合つていていたということです。口では高邁なことを言うけれども、態度を見ていると明らかに差別的に扱つてしたり、見下したりといふ人もありますからね。原さんはそういうことは絶対なかつた。僕は、原さんと一緒に一時期仕事ができたことは非常によかつたなと思つています。

——慰安婦問題で、結局は、被害者にどう向き合うかが問われました。

**中嶋** 日本の運動団体も政治家も、たぶんに自分たちの運動的なアリバイに使つたり、政治的な立場表明の道具に使つたりしてきたのではないか。そう感じ取れるような悲しい対応をした人々、団体というのはあると思う。「基金」を受けた被害者を「売国奴」呼ばわりするなど、許されないとどだと思います。それは内外を問わず感じていることですね。運動の論理とか、ある種学問的とかの論議で正義か否かみたいな切り口だけで論ずることができる課題であつたら、それはそういう次元でおやりになるのはいい。しかし被害当事者がいて、その人たちの生

活の実態と切り離せない気持ちがあつて、しかもその人たちが目の前にいつ自分の一生を終えるかわからない時間的な切羽詰つた状況がある。そこでどうするのかを考えると、簡単にイエスかノーの思考様式でものが律せられることがないと思うんです。僕は自分なりに被害者のおかれている実態と、そのお一人お一人の気持ちをやっぱり受け止めた対応はしていきたいと思っていますね。慰安婦とされた方々の家（アパート）に行つたときに、風呂もなく洗面所とトイレのところにシャワーの蛇口だけがついて、プラスチックの桶で行水みたいにお風呂に入つてゐるわけですね。寒いときなんか大変だろうなというのを見て、「金田さん、何年生まれ。いくつ」と聞くと母と同い年だつた。ショックを受けてね。ふつと、自分が慰安婦にさせられないでそれがうまくすり抜けられたとしたら、同じぐらいの息子がいても不思議がなかつたんだといわれた。それをどういう思想で言つたかね、それを考へるとやっぱりつらいですよ。どこかに金田さんに対する思い、ああいう人を生み出した日本のあり方に、やっぱり最後までこだわり続けないといけないという気にずっとさせられていますね。

——終わったなんて、とても思えない。

**中嶋** 思えない。金田さんのああいう言葉をじかに聞かなかつたら気がつかなかつたかもしれない。亡くなる前の年

だつたか、日本に最後に来たときに、周りから「ほら、金田さん、恋人の中嶋さんが來たよ。一緒に並んで写真を撮りなさい」と言われて、「髪の毛ボサボサで化粧しないから、だから一緒に撮れない」と言って……。その

写真では彼女は顔を隠して写っている。そういう可愛いところがあつたですね。  
(アジア女性基金ニュース二七号より転載、見出しを改めた)



有馬真喜子氏

ありま まきこ 1933年広島県生まれ 57年大学卒業。同年朝日新聞社入社、68年よりフジテレビニュースキャスター。国連婦人の地位委員会日本代表。95年アジア女性基金理事、副理事長。98年国民生活センター会長。04年よりユニフェム日本国内委員会理事長。06年女性人権機構設立、理事長。

団を出した。その調査団に当時の国連の婦人の地位向上部長だったアルジエリア出身のセラミ・メスレム氏が入ったんです。それで、住民虐殺とか、ホロコーストとか、いろんな人権侵害が調査された中で、民族浄化の手段としての女性に対するレイプ、集団的なレイプと強制妊娠、それもキャンプの中に閉じ込めて、というようなことがわかつってきたのです。それが九三年の世界人権会議に出てきたのです。

一方、九一年に韓国の金学順さんがカミングアウトして、自分は慰安婦であったと名乗り出した。その事実もこの会議に流れ込んできたのです。そしてこの会議で、慰安婦問題は旧ユーゴスラビア紛争下における女性に対する暴力と関連して取り上げられました。慰安婦問題が現代的な問題と関連づけられたのです。

慰安婦の問題に対するインピュニティー、つまり罪を犯したものが訴追されなかつたことが、今日のこのような犯罪を生んだといわれました。このようにして慰安婦問題が大きくクローズアップされてくるのを私は政府代表団の一員としてものすごくつらい立場で見ておりました。日本政府は、紛争下での女性に対する暴力に「カレント」という言葉を加え、「現在の」女性に対する暴力を人権侵害とする修正しようとして、新聞に取り上げられて大変な騒動になつたわけです。日本政府は慰安婦問題はサンフランシスコ条約、日韓条約で解決済みであるという立場でした。これに対して、そうではない、あれがそもそももの原因だという意見がどんどん高まつていつたのです。その場で体験していく本当につらかった。とにかく何かしなきやいけないというので、私はウイーンから、せつせと報告書を書くと同時に手紙を書いて、あの当時の外政審議室に送つたんです。やっぱり何かをしなければいけないと、

慰安婦問題に関しては戦争犯罪としては、B C級でほんのちょっと裁かれただけですよね。それなのに九一年から告発があるので、何もしてない。外から見たら何もしていないとしか映らなくて、幾らポジションペーパーを持つて歩いたって、そんなことは何の意味も

## <座談会>

# フィリピン事業

— 協力に支えられて —

有馬真喜子

アジア女性基金理事

林 陽子

元アジア女性基金運営審議会委員

松田 瑞穂

前アジア女性基金業務部長

## 基金にかかるまで

**和田** これからアジア女性基金のフィリピン事業のお話を伺うんですが、まずどのような思いと経過でアジア女性基金に関わるようになったかを最初にお伺いしたいと思います。

**有馬** 私は、直接的には一九九三年の世界人権会議で政府代表を務めたという経験です。九三年の世界人権会議は、国連が主催するはじめての世界的な人権会議でした。冷戦の時代には人権の問題をそういう形で取り上げることができませんでした。一九八九年以降の冷戦構造崩壊の中で、国連がやるべきグローバル・イッシュの世界会議ができるようになり、そのトップを切つたのが九二年の世界環境会議です。それから九三年が人権会議、九四年が人口会議、九五年が女性会議と続くわけです。本来の国連にふさわしく、人権に焦点を当てた問題が自由な雰囲気の中で取り上げられるようになつたということで、世界人権会議はものすごい盛り上がりの会議だったのです。この会議はウイーンで行われました。

そこでとくにクローズアップされたのが女性の人権でした。なぜかと言うと、「一つには、ちょうどそのときに、ウイーンのすぐ近くで旧ユーゴスラビアの紛争が深刻になつていて、九二年に、国連はボスニア・ヘルツェゴビナで一体何が起こっているかを調査するための調査

ないというふうな手紙を書いて送ったというのが、私がかかわったそもそも始まりです。

**和田** 有馬さんは朝日新聞の記者をしていらっしゃったのですね。そのときから女性の人権問題にかかわりになっておられるわけですね。

**有馬** はい、大体、新聞記者のころからです。

**和田** それで、そのような活動の結果、九五年にアジア女性基金ができると、すぐ最初の副理事長におなりになりましたのですね。

**有馬** はい、そのころは政府でいろんな動きがあつて、基金をつくるということになつていつたんです。与党戦後五〇年プロジェクトからも意見を訊かれました。一方、民間で基金をつくるういう動きもありました。随分いろいろなところからコンタクトがありました。上野千鶴子さんとか、相馬雪香さんとか、広中和歌子さんとか、いろんな方が民間で何らかの基金をつくったらどうかと努力なさっていました。私の場合、外政審議室長が、あなたたちは、何かしろと言つた、政府も苦労して基金をつくるのだから、かかわってほしいと言われたので、不十分だがとにかく一步動くことだと思つて参加しました。

**和田** なるほど。それでは、林陽子さん、お願いします。  
**林** 私は、一九八三年に弁護士の登録をしました。学生時代から女性の権利問題に興味があつて、女性の人権にな仕事をしていく上では非常に良い経験になつたと思います。

八九年に帰国後、イギリスで親しかつた友人が、南アメリカ出身のインド人だつたですから、自由人権協会の中に反アパルトヘイト委員会をつくり、当時はマニデラさんが拘留中でしたので、釈放のための運動をやる中で、反差別国際運動ですか、部落解放運動とか、国際的な人権問題に取り組むNGOの方のおつき合いもふえていきました。

九一年一二月に最初の韓国慰安婦訴訟が福島瑞穂さんたちが代理人になつて始まつて、それは女性運動をやつてる人たちにとつては衝撃的だったのですね。しかし、その時は自分が慰安婦問題にかかわるだらうとは思つていませんでした。

かかわる仕事をしたいなと思ってたのですけれど、その当時は、法律家の仕事としての女性の権利問題は、今まですごく狭かつたのです、いまだつたら、例えばドメステイック・バイオレンスの問題とか、ストーカーの問題とか、児童買春の問題とか、人権の問題で法律家がかわる範囲はすごく広がつてますけど、当時は労働事件、それが離婚のような家事事件、この二つが女性の権利に関心がある人が進む方向だという時代だつたんですね。私は、そのうちで選ぶなら、労働事件だと思って、労働事件専門の事務所を修習生のときに幾つか訪問をして、就職をしました。

ただ、入つてみて思ったのは、結局総評傘下の労働組合っていうのは、もうほぼ一〇〇%男性の労働組合の仕事をしている状況で、労働委員会ですとか、裁判所にかかる事件は、タクシードライバーグループとか、あとバスの労働組合だとか、そういう労働組合ばかりでした。

それはそれでおもしろかったんですが、嫌だなと思つたのが何かと言うと、社会党と共産党の対立というものが労働運動の中にあって、少数派の組合の対立でエネルギーを費しているようなどころがありました。

その後、連れ合いが研究者で、ドイツに二年間行くことになったので、私もその間、海外で自分の勉強をしたいと思って、夫がミュンヘンに行つてゐる間、私はイギリ

Development) という、ナイロビ会議をきっかけにできたアジア太平洋地域の女性のNGOがあります。これは、お金はノルウェー政府とカナダ政府のODAから出でるんですね。その団体がコロンボで開催した九五年一月の会議に私は参加して、橋本ヒロ子さんと初めて会つたのです。橋本さんは当時文科省の派遣でESCAPに勤めていて、ESCAPのオブザーバーとしてその会議に出ていました。

その会議は、九四年の国連人権委員会でラディカ・クマラスワミが特別報告者として女性に対する暴力の報告をしたので、そのコンサルテーションの名目で、地域のNGOから意見を聞く会をAPWLDが主催したのです。そのことを松井やよりさんが帰国後、大きく朝日新聞に、「国連報告者が会合」みたいな記事を載せたんですね。そこで私の意見も「参加者、弁護士の林陽子さん」のコメントとして数行載せてくれたんですね。それを外政審議室の美根慶樹さんがご覧になり、私の事務所にお見えになりました。

美根さんは、アジア女性基金の運営審議会委員の候補をお探しでした。ただ、私はそのとき、もうフリーピンの慰安婦の訴訟が始まつて弁護団をやつしていましたし、私は訴訟では「国家補償を求める」と言いながら、基金はできないと最初はお断りしてたんですけども、弁護

団長の高木健一先生は、国家補償は国家補償、基金とは矛盾しないから、やればいいという強いお考えでした。私自身も被害者の人たちの現実の生活を「変える」何かがしたいという気持ちにかられ、基金の運営審議会委員をお引き受けすることになりました。

訴訟の支援の人たち、特にフィリピンの支援の人たちは、カソリックの支援団体の人たちが中心であり、基金にはすごく厳しい態度をとつていた人たちが多いですから、さんざん私も公開質問状などを送りつけられ批判されましたが、慰安婦問題のような複雑で大きな問題は色々なアプローチの方法があると思います。国家補償しか解決の方法はないという考えは狭すぎると私は思います。それから、私の非常に大きな貢献は、松田さんを基金に紹介したことです。



林 陽子氏

はやし ようこ 1956年水戸市生まれ。1979年早稲田大学法学部卒業。83年弁護士登録（第二東京弁護士会）。97年にミネルバ法律事務所を開設。95—2005年アジア女性基金運営審議会委員。

松田 そうですね。きっかけは、林さんに紹介していただきましたということでした。私の場合、まず女性問題にかかわるようになつたのは、長い間パキスタンにいたためです。パキスタンは、イスラム教の国で私がいた一九七〇年代後半ころ、女性団体ができ始めていて、女性運動は非常におもしろい地域でした。

和田 教会の関係でパキスタンにおられたのですか。

松田 いえ、パキスタンにいるころは、大学に所属していて、キリスト教の団体とは関係ありませんでした。その後、シンガポールに本部のあるアジア・キリスト教協議会というアジア地域のプロテスチアントの団体で女性問題の担当幹事になりました。アジア諸国の人々がそれぞれ異なる分野の担当別に四年前後の任期で地域の活動を行いました。

その当時、ネリア、インダイ・サホール、韓国の尹貞玉さんとかをふくめ、アジア各国で女性運動をやり始めた人たちとの人脈が広がりました。シンガポールで五年の任期を務めて日本に帰ってきて、日本キリスト教婦人矯風会の女性の緊急避難センター（HELP）の所長、大島静子さんの後任になりました。

それまでは、女性運動を育てる仕事だったのですが、こんどは直接被害を受けた人たち

にかかる仕事でした。顧問弁護士には林さんや福島さんなど多数の弁護士が協力してくださいました。そうそうたる皆さんですが、そのころはみな若く、まだ、外国人女性の人身売買、トラフィッキングという概念もなくて、出稼ぎに来た外国の女性労働者が日本で人権侵害を受けているのを誰も取り上げてなかつた時代ですから、その支援を裁判に持ち込むことなどによって、女性の権利を守る方法がいろいろあるということを世間に訴える活動でした。

被害者に対する支援は、何年かすると同じような事件の繰り返しで、レールが敷かれた通りの支援になりがちです。必ずしも本人の希望通りの解決にならないとか、日本とアジア諸国の経済格差による「出稼ぎ」希望はリスクがわかつていても増加する一方、男性や行政の意識が変わらないと根本的な問題の解決にならないなど、直接の支援ではなく何か別の形の活動をしたいと考え、HELPをやめました。

一ヶ月もたたないうち、林さんが、こういう仕事があらけどどうかとお声をかけてくださいました。

矯風会も慰安婦問題にはかかわっていましたが、私は、過去の重い問題なので、人身売買の被害者の支援で良かったと思っていましたが、私とアジア女性基金の話は、直接慰安婦の問題ではなく、尊厳事業という現

在の女性の問題をやれる人が必要だということでした。尊厳事業という名前も初めはなんだろうと思いましたが、面接を受けました。有馬さんにもそのとき初めてお目にかかりました。五月にインタビューを受け、その月の終わりにはフィリピンに行つてくれという感じでした。物すごくばたばたしていました。

和田 それで、入つてすぐにご一緒に行つたんですね。よくわからないのに報告書を書くのが大変でした。

松田 本当に一週間あとぐらいですね。よくわからないのに報告書を書くのが大変でした。

有馬 一つ思い出したことがあります。河野官房長官の談話の前の韓国での聞き取り調査に、私は行くことになつていたのです。でも日程が動いたりして行きませんでしになつたんじゃないですか。

和田 そのような経過、ご事情からアジア女性基金にかかりになられた。アジア女性基金は九五年の七月に発足し、フィリピン事業は九六年にスタートするのですが、まずフィリピンにグループとかチームを派遣をするようになつたんじゃないですか。

有馬 それは、それほど意識的じゃなかつたです。基金のスタートが九五年七月ですよね。批判も多い中で、各國でいろいろ交渉の糸口を探しました。一年ぐらいのうち



**林** ICC（国際刑事裁判所）以降は戦犯罪だとされていますが、それはICCのローマ規程ができたからです。

**和田** それで、基金が事業実施にあたって定めた対象者の規定は「かつて戦争の時代に、旧日本軍の慰安所等で、一定期間将兵等に性的奉仕を強いられた方々」を「従軍慰安婦」と考えているというものでした。フィリピンでの認定問題では、「慰安所等で一定期間……強いられた」という規定を拡大して適用したことになりますね。

ですから一回限りのレイプは対象にはならないわけです。

**松田** この第一回の聞き取りに行つたときは、私はまだ基金の職員ではありませんでしたが、東京地裁の裁判は始まっていたと思います。原告には一回限りのレイプの被害者をふくめないということが、多分、支援団体のネリアたちとか、そこに登録しているロラたちにもあったのでしょうか。既にどういう人が慰安婦被害者かという仕分けができていたと思われます。

**和田** 裁判の原告になつた人は慰安婦の定義に合致する人がなつていてるのだとすると、一回限りのレイプという人は入つていなかつたということですか。

**林**ええ、入れてなかつたですね。

**有馬** ネリアが元慰安婦支援のためのリラ・ピリピーナをつくつて、ラジオで呼びかけて、出てきた人に聞き取りをしてビデオをつくつて。それが二〇〇人近かつた。

はできていたが、基金からの聞き取りに対しては、レイプ被害者も自分たちのリストにはおりません、この人たちはどうなんですかという質問がなされて、「一回限りのレイプ」問題が議論されました。

### 聞き取りの結果

**和田** 九六年一月の聞き取りの結果として、これでやつていただけるというようなことにつきまして、お話しただけますか。

**有馬** 一つ印象に残つてることとは、訴訟をすることと基金を受け取ることとの関係についての論議です。これについて日本政府も必ずしもしつかり初めから考えができるわけではないという印象を持っています。基金は償いの気持ちのあらわれであつて、それは訴訟とは何かかわりもないのだというあたりを確立するのに、やはり私たちちは努力したと思っています。岡さんはあのときに関心が強いところです。

さつきの一回限りのレイプというのは、私の記憶では、あのときに迎えてくださつたロラたちの中に、レイプの被害者がおいでになつたと思います。岡さんはあのとき行つてらしたですよね。

**岡** 私も印象がちょっとどちらやごちやになつていますが、ネリアからもヘンソンさん自身からも、ワントタイムレイ

**松田** 一六九人です。

**有馬** ネリアが言つていたのは、その中には一回限りかどうかわからないけど、レイプのケースも含まれているということでした。しかし、その人たちがみんな裁判を起こしてるわけではない。原告は何人でしたっけ。

**林** 最初は一八人で、次に三〇人が出て、トータルで四八人です。

**有馬** 裁判を起こすケースに關しては、リラの方も非常に慎重に選んでるんじやないですか。

**松田** リラが選んだというよりは、弁護団がきっちりとした陳述書をつくれた人しか出さなかつたのだと思います。

**有馬** そのあたりで、誰を慰安婦被害者と見るべきかという定義が自然につくられていったのだと思います。

**和田** リラが九六年に提出した資料には、こう書いてあります。一六九名のうち、一〇七名が「従軍慰安婦」犠牲者、五四名がレイプ犠牲者、その他五名と。

**有馬** そうですね。この中で慰安婦と考えられた人が裁判をおこしたわけです。しかし、アジア女性基金には、一回限りのレイプでも対象にしてほしいという要請が出たのです。

**松田** そうです。裁判を起こした時点で、ある程度の定義

プロの間に関心があると言われたなと思い返していました。

**和田** それで、どのような準備をされましたか。五月には今度は松田さんが行かれたのですね。

**松田** 一月に、聞き取りに行かれた有馬さんたちは、フィリピンの人たちは基金の事業を受け入れてくれるなりう大きな感触を持って帰られたのですが、フィリピン政府とリラの対立状況があり、お互い主導権を争つていたようです。そこで合同委員会に入る、入らない、リラは自分たちに認定などすべて任せてくれるならやるけれども、政府に認定を任せるなら被害者リストは出さないというような状況でした。リラとしては、自分たちがどこまでリーダーシップをとれるのかということに関心があつたと思われます。

それで、五月に行つたときは、基金の事業は、政府を通さないと実現できない事業であつて、そこをリラに理解してもらひながら、協力をとりつけ、フィリピン政府を通して事業をする可能性を探るというのが出張の課題だつたと思います。

**有馬** なるほどね。このころは、あつちこつちの動きの中で間を取り持つみたいなことをやつたんじやなかつたかな。

**林** ちょうど同じ時期に、リラを支援する日本人弁護士

と民主党代議士が、私たちの行く先々、同じところを回つて、基金の人に会わないようになつてまわるということがありましたね。

**松田** 五月というより六月の初めだつたと思いますが、フィリピンに行つたときの印象は、ネリアは前から知つてるので変わりませんが、フィリピン政府側のNGOに対する不信感が強いというのがすごく強かつたですね。

**有馬** 林さんの言われたことも、松田さんの話も、そのとおりだと思うんです。間を取り持つというのは、すごく大変なんですね。

**松田** とくに高官になればなるほど、NGOに対して不信感があつて、一緒にできるのかなと思ったのが第一印象でしたね。

**有馬** だから、それがあるから、ネリアの方は自分たちの資料を提供しないよという話になるのね。

**松田** そう。だから、一六九人のリストを手に入れるのは、なかなか大変でした。少なくとも、それが一次資料にはなるので、欲しかつたですからね。

**有馬** そのあたりで、大使館がよくやつておられた。大使

の熱意もありました。戦争を経験された方で、何とかしたいという気持ちがおありだつたと思ひますね。

## リラ・ピリピーナの態度

とになつて、フィリピン政府の方で認定をもらつたわけですね。

**有馬** 高木健一先生が幕張メッセで戦後補償フォーラムを開かれたのは、その前じゃないですか。

**林** 八月に入つてからすぐですよ。ロサ・ヘンソンさんが基金に來たことがあつたでしょ。運営審議会にね。ネ

リアと一緒にでしたつけ。

**松田** 空港から直接まつすぐ全日空ホテルの理事会に連れてきて、理事長に会わせました。

**和田** それはいつですか。

七月です。

**和田** そのときは、すでにリラ・ピリピーナは、基金をうけとりたいという人がいるなら支援するんだというポジティブな方針は持つてたんですか。

**松田** いいえ、まだままです。

**和田** ここには、八月六日にリラが女性基金委員会を立ち上げたと書いてあります。

**松田** これは向こうが後になつて出してきた、書類上の話です。というのは、ロラたちの要求に応えざるを得ないことがあつたようで、委員会を立ち上げたとの情報は、ほとんど毎日やりとりしていても、ずっと後に会つたときに出てくるなど、いろいろありました。

**和田** そうすると、かえつて、ヘンソンさんが日本に来ら大変なんですね。

**和田** 八月だと年表にありますよ。

**林** 日本大使館とリラの関係もちよつとこじれてしましました。リラもずるいところがあつて、例えば自分たちで五人出してきて、ワンタイムレイプのような難しいケースの人をわざとまぜてくるわけですよ。それで、この五人を第一回の受取人にするのなら協力する、選ばせないという言い方をしてくるわけです。でも、基金としてこれまでの基準から見ると難しいケース的人がいるということになる。そこで最初の人を誰にするかという交渉を水面下ですごくやりましたよね。

**和田** それで、フィリピン政府の認定はどうなつたんですか。どういう手続になつたのですか。

**松田** タスクフォースの中で、司法省が責任を持つと決まつていたというくらいです。というのは、最初に受け取つた四人をその前日にちゃんとインタビューをしてオーケーを出したのはタスクフォースの中で決まつていた司法省です。

**和田** 四人は、ネリアの組織に入つてたんですか。

**松田** そうです。

**和田** ですから、大体この人でいいんじゃないかといふこと

されて基金を訪問され、理事長に会われたというあたりが非常に重要なことだつたわけですね。

**松田** そうです。原理事長は、そのとき初めて受け取りそうな可能性のある慰安婦の人に会つたつていうことです。金子順さんが事務所に訪ねて来られたことはありました

が、抗議のためでしたから、握手するような関係であつたのはヘンソンさんが最初です。

**林** 私よく覚えてるわ。あの人を正面から入れるとね、マスコミがいるからだめだ。裏からつて言つていたのに、ヘンソンさん正面からすつと通つて來たので、えつとなつたんですから。

## フィリピンでの最初のお渡し式

**和田** やはり、もうこのあたりで事業を実施したいという考えが基金の方としてもあつたわけですね。

**有馬** とにかく私が覚えてるのは、日本でもフィリピンでもマスコミからわいのわいのと問い合わせがありました。一つでも受け取りの例が出ないかといふことでした。

**林** そうなんですね。国連人権小委員会も開催中であり、そこで何らかの発言をしたいという気持ちが横田洋三先生ら委員たちや日本政府にはあつたと思います。

**有馬** 総理のサインのお詫びの手紙がなかなか届かなくて、待ちわびていたのを覚えてています。

**松田** 総理のお手紙は、私と外務省の担当官で持つていてきました。飛行機の中でも目を離さないようにしていらっしゃった。

**有馬**

マスコミが、もう一〇〇人ぐらい来て、待っているのです。当時の公使は、やつぱりあのときのことは自分

の外交官人生で忘れられないことだと言つておられます。

こつちは、三人、四人の申請者の名前をもつていてるわけですよ。フィリピン司法省が認定してくれるかどうかも

わからぬいし、待つてただけですよね。そこに松田さん

が、総理の手紙を抱えてきたわけよね。

林 外務省の担当者がすごく緊張していた。ずっと抱えて持つてたから、私がからかって、あなた、それなくし

たら懲戒免職よつて言つたんですよ。

松田 日本からは電話がかかつてくる。これは基金の存亡にかかわりますと。外務省の担当官はもしかして、そのお渡し式のときに、NGOとか暴漢が、林先生に突進するかもしれないから、そのときはおまえが守れと言われていたようですよ。

**有馬** みんな寝てないですよね、あの日はね。

**和田** 当日の印象はどうでしたか。

**有馬** その日の朝に、発言のテキストの英語と日本語が合致してなかつたの。それを刷り直したんですよ。大使館を挙げてやつてくださつていきました。上の階から下の階

ているんです。ですから、基金がロサさんに押しつけたみたいにとられたら困るということで、みなかなり神経質になつていきました。フィリピン政府は、政府の意志で認定をしてくださるわけですが、やはりもう一度受け取られる方がご本人の意志で受け取られるということを確認したのです。

やつぱりあのときは涙が出ましたね。本当に、晴れや

かな格好をして、穏やかにおばあさんたちが座つてたじゃないですか。この人たちが少女のときに慰安婦にされ、兵たちが毎日、それこそ性奴隸にしてたんだつて思うと、私たちの国は何をしてきたんだという感じがありましたね。

**和田** 大使は演説されたんですね。

**有馬** 大使もスピーチされました。

林 ご挨拶だけでしたね。有馬さんが基本的なお話しをされました。

**有馬** 林さんが司会をしてくださつて、私が基金とは何か、どういう気持ちから償いの事業をしているかという文章を読み上げました。英語と日本語で。

**和田** それから、首相の手紙は。

**松田** あれは政府からだつていうので、大使がお読みになつたような気がしますね。

**林** 一人一人にお渡ししましたね。

まで持つておりたり、上がつたり下がつたりしてました。大使館が一体となつて、広報だけ、政務班だけじゃなくて、あらゆる部署の人が協力して、調べて、それで一時の式までに、発言趣旨を全部の記者に配るよう用意してくださいました。

ロサさんたちは四人おいでになるはずだつたんです。

ところが三人に減つたんです。お一人はどうしても顔を出したくないということでした。入つてこられたとき、みんな晴れ着じやないです。とっても明るい。びっくりしました。あれは本当にうれしかつたですね。

**松田** あと息子さんとか家族の方も一緒でしたね。

**有馬** 息子さんが四人ぐらいいついてきましたね。それで、控室でお茶を飲んでいただいて、果物やなんか、ホテル側からも提供されていて、そういうのを召し上がっていただいたけど、一番肝心なのが、自分の意志で受け取るということを確認する必要があつたことでした。というのは、基金が押しつけて受けとらせているというふうに言われていたから、政府の関係者が全然いないところで、ご自分の意志で受け取つてくださるんですけど、そういうのを、お一人ずつ確認したのをよく覚えていきます。

**有馬** それは、少し前にロサさんが自伝を出して、その一番最後のところに基金を拒否するということを書いてます。

**和田** そこでは、その少し前にロサさんが自伝を出して、その一番最後のところに基金を拒否するということを書いてます。

**松田** 発言がありましたね。それが本当にその場にぴつたのですか。

**和田** そうすると、総理の手紙は大使が読まれて、理事長の手紙は有馬さんが読まれたということですか。

**有馬** そうです。私が基金からのメッセージをお伝えしたわけです。

**和田** そこで、その後に、ロラの方から何かお話をあつたのですか。

**松田** 発言がありましたね。それが本当にその場にぴつたのですね。報告書にも短くまとめていただいてまづけど、一人一人が非常にポジティブなことをおつしやつてしまつたのです。

**松田** 記者会見でのやりとりもそのあとありました。

**有馬** 記者たちが一〇〇人以上で、テレビ・カメラが回つてた中で、これも全く自由でしたね。フィリピンというのは、報道の自由が過剰なぐらいにありますからね。

**松田** 質疑応答のやりとりは長いものでした。

**松田** そのときは、結局、われわれが間に入ってフィリピン政府に話をし、初めは認定の付き添いもさせないと言っていたのですが、後に付き添いなどを受け入れることになりました。

**和田** 申請書類をつくることについても援助しようというネリアたちの組織の決定があつたのですか。この資料には七月六日と書いてあるんですが。

**松田** それは違います。ネリアたちの組織の中にアジア女性基金委員会ができて、秋になつて何度かやりとりをして、ではそうしましようということでフィリピン政府がある程度オープンになるまで、結構時間がかかりました。

**林** そうなんですね。  
**松田** フィリピン政府も、あんな人たちに付き添われて、何もできないじやないのというような考えがすぐありました。

**和田** そうすると、その間は忍耐ですか。

**松田** 大変でしたよ。当時のアジア局の担当課長には、ずっとそつちに行き放しにしろとか言われて、帰れなかつたですよ。

#### 医療福祉支援事業の開始

**和田** フィリピン政府側の組織体制ができてくるわけですね。タスクフォースとか。

**松田** それを間に合わせるために、基金の内部に医療福祉支援事業の委員会を立ち上げる必要があつたんです。金平輝子さんが座長になつてくださいました。なぜかと言ふと、基金の内部に、フィリピンは物価が安いんだからお金が少なくていいんだ。償い金の二〇〇万円も下げたらどうだという物価比較論があつたんです。その辺のところを、基金の理事会としてはきつと決める必要があるということになって、金平チームができたのです。そこがいろいろと議論してくださつて、理事会で償い金はどの国も同額とする、医療福祉支援事業に関しては、物価水準にかんがみて決めるということが決まつたんです。

その物価水準の指標に何をとるかというので、医療福祉ですから、例えは医薬品の価格とか、それからマツサージ料とか、幾つかをとつて、それで比べて金額を韓国・台湾三〇〇万円、フィリピン一二〇万円と決めたのです。ところが、NGOは国を越えてますから、こういう話は国境を越えて、すぐ伝わるわけです。私たちはなぜ一二〇万円なの、あちらは三〇〇万円ではないかといふことは言われました。

**松田** タスクフォースは基金の設立前からありました。

**和田** 認定をどういうふうにやるかということについて、システムができ上がるわけですね。

**松田** 九七年一月二七日に医療福祉支援事業実施に関する覚書を取り交わしました。

**和田** 覚書(MOU)も、事業がスタートして、お渡しもしてしまってから、その後で、フィリピン政府と基金の間で覚書を結んだんですね。

**松田** そうです。医療福祉事業の内容をフィリピン側に伝えて、一人当たり一二〇万円で、最初の年はお金がかかるから九一万円ですという方針を伝えて覚書を交わしたわけです。

それで、フィリピン政府がおもしろいのは、リラが積極的に何かやりますと言うと、自分たちの方でも、地方に対する事業の広報とか、検事を動員して申請のお手伝いをするとか、自分たちもやりますよと言い始めて、ある種の競争になりました。ネリアの方も自分たちもきちんとやらないと取り残されるということで、協力し始めた。

**和田** ちょっと失礼。最初に三人の方に渡したわけですか。  
**和田** もうこの八月、最初三人にお渡ししたときには、もう既にフィリピン一二〇万円ということは決まつてたんですね。

**和田** ちょっと失礼。最初に三人の方に渡したわけですか。

**和田** 実施についてはね。それについて、リラの方は提案をしたかったわけです。それを提案する前に、社会福祉開発省としては、自分たちで「危機的状況にあるロラたちへの支援プロジェクト」の枠組みを基金と協議して作つたわけです。基金は五年間事業をやることが決まつていたので、必要なソーシャルワーカーを何人雇うかなどについて合意して、一月二三日に覚書を締結しました。

**有馬** あの覚書のときに、基金の部長がおいでになりましたよね。原理事長の代理で、あのときにお金を持ってこられたんじやなかつたかな。小切手をお渡ししませんでしたかね。  
**林** 可能性はあると思いますよ。  
**松田** その後、医療福祉支援事業がスタートしました。ヘンソンさんたちから医療福祉事業をこうしてくれという要望を聞き、元慰安婦の方と社会福祉開発省がやりとりする中で、お互いの溝が少しづつ埋まっていったというのも確かです。それがあつたから、ようやくスムーズに

事業が進み出し、フィリピンは当初予定したとおりの事業が何とかできました。

従つて、九七年は、ようやく政府とリラ側の意見の対立がある程度解消できた年です。

**有馬** 現在のアロヨ大統領が社会福祉開発省（DSWD）の長官でいらしたときもありました。裁判は、その間、どういうふうになつたの。

**林** 淡々と進んでましたよね。

**和田** 一審の判決は、いつだつたですか。

**有馬** 九八年の一〇月ですね。

### 基金をサポートしてくださつた方

**和田** フィリピンで基金の私書箱を設置して、管理してくれた方はどういう方なんですか。

**松田** 原美根子さんです。原さんは、陸軍大佐のお嬢さま

で、女子学院の中学校で数学を終戦の年の七月から教えていらして、定年で一九九〇年頃、引退なさつた方です。聖公会の信者の方です。引退後、フィリピンを拠点として、自分の年金などでフィリピンの人々にボランティアでさまざまな支援活動をしていらっしゃいます。

ビザの関係でほぼ三ヶ月毎に日本とフィリピンを往復して、フィリピン聖公会の大学で日本語を教えておられました。また、フィリピンの若い人のための奨学金の手助けある方法でやつてくださいました。

**和田** 認定作業でいうと、申請された方の申し立てが真実であるという認定のかぎになるのは、やっぱり監禁された建物の存在ということが大きいでしようかね。

**有馬** そうですね、いろんな話し合いがありました。もちろん決定は向こうです。相談があれば、たとえば期間はどのくらいが適当と考えるかとか、それから、解放されたときの状況、例えば、たとえ三日であつても、解放軍が攻め込んできて解放されたというケースはどう考えるかとか、いろんな意見交換がありました。今の先生の質問からすれば、やっぱり建物は大きいですね。どこかつていうことが、かなり問題になりましたね。

**林** でも、トンネルに監禁されてたつて人もいましたよね。

や生活の相談、障害者の施設の設立、その運営への助言など幅広い活動をしておられる方です。

アジア女性基金が設置した被害者のための申請私書箱の郵便物を初めは大使館員が回収してくださつていまし

た。大使館の中に基金への問い合わせ電話もありました。それが一年ぐらい続きましたが、私書箱の回収も、そろそろ基金で全部やつてくださいということになつて、だれかにお願いしなければならなく、それで原先生以外はないということでお願いしたら、快く引き受けました。だいたいのです。それ以来、タガログ語の申請書を自分が信頼できる方に翻訳をさせ日本に送つてくださるなど、いろいろご協力をいただきました。

**和田** 賴浩敏さんと似たような立場ですか。

**有馬** そうですね。本当にあの原先生は黙つて、よくやつてくれました。

**松田** 決して、自分のやつたことをおっしゃる方ではない。信頼できる日本の方がフィリピンにいてくださつて、まだ行つたり来たりしていらっしゃいますけどね。大変お世話になりました。

### 認定について

**有馬** 認定について、フィリピン政府は本当に厳密にやつてくれたと思います。送られてきた資料をみて、インタ

**松田** 監禁されていた場所について、その町の長老の人とか、それから市長とかが、それに相違ないということを、公正証書にします。

**和田** 結局のところ、私はフィリピンの事業では、いわゆる普通言われる慰安所、軍や業者が町に建てる慰安所に連れてこられて働かされていた女性からの申請が少ない

と思いますが、どうでしょうか。

**林** そうですね。監禁されていた場所にほかの被害者の女性もいたっていう人たちはいましたよ。だけど、監禁されていた場所が、いわゆる慰安所かつていうと、そうじやなくて、普通の日本人の将校の家であつたり、学校であつたりしたということです。

**松田** ギヤリソン（兵営）と言つています。司令部の一部だともね。

**和田** ということは、結局、フィリピンで認定を受けた人は、ほとんどは強制された人だということになりますか。

**有馬** そうですね。話を聞いてると、日本兵が村を襲つて、食料とともに、娘たちを連れて行つたとか、それから、薪木を取りに行って、途中で捕まつて、連れてこられたとか、そういうケースが結構ありました。

**松田** いわゆる慰安所に自分の意思で行つていたというケースは、フィリピンの申請者の場合は……。

**有馬** ないんじゃないですかね。

**和田**

ほかのところでは、いまだに慰安婦の募集には強制性があつたかなかつたかと問題にしています。フィリピンの場合には、被害者を慰安婦と呼ぶことについては少し議論があるかもしれません。「準慰安婦」とか、「慰安所の代用施設」とか、いろいろ呼ばれていますが、ほとんどすべて強制的に拉致されて、強制的にさせられたいたケースだということになりますね。

**有馬** フィリピンでは、強制性はなかつたという人はいないです。

**林** いないですね。

**有馬** ないですね。商売として何か一ヵ所にいたという人はいないと思いますね。

**松田** 日本人の将校の現地妻みたいな形の人がいたけども、そういう人は対象に入つていませんね。

#### 評価会のこと

**和田** 支給された人はだんだんとふえていったわけですが、基金の最後、事業の締め切りも近づいてくるということで、何か問題ありましたか。

**有馬** フィリピンでは評価会をかなり厳密に行うようになりました。

**松田** 年二回やりました。ほぼ定期的に半年に一遍です。

**和田** それはフィリピン政府とやつたのですか。

最後の方になると、その後の、それこそアフターケアの提案っていうのも、フィリピンの側から出てきた。老人病院や高齢者福祉施設をつくれないか。そうすると、この問題が一般に広がっていくからという提案もあつたし、評価会はよかつたと思います。

**松田** 初めのうちは、家の改修やテレビのようなことに対しては、贅沢だとなかなか政府関係者の理解がないわけです。それで、おばあちゃんたちは、そのことで家族からせつつかれます。フィリピン人の概念で言うと、やっぱり住む所が整つて、それからですよと、外見を気にします。家族のためにお金を使いたがります。そんなことに使うのではなくて、病気になつたとき、自分のために使えばなどと対立します。そこら辺のギャップをどうやつて埋めて、双方の言い分を仲介するか。リラやロラたちとの決定的な対立を避けるための調整は結構しました。

だけど、一度そういう理解ができると、あとは地方にソーシャルワーカーを定期的に派遣することができるようになりました。途中で物価が高くなつて、そう頻繁に飛行機で訪問できなかつたとか、その後も問題はありましたが、最終的には一〇人のソーシャルワーカー、事務員二人で医療福祉事業を実施しました。社会福祉開発省への貢献もある程度できたということで、うまくいったと思ひます。

**有馬**

フィリピン政府のタスクフォースと日本側、私たちと日本政府と一緒にやりました。医療福祉支援事業は、国予算を使ってますから、外務省、大使館の人たちも入つて一緒にやりました。

**松田** タスクフォースですので、全般的な外務省関係の問題、例えば、いま人権委員会で何が起こっているかといふような話も出ますし、具体的には医療福祉支援事業がどういうふうに進展しているか、認定はどういうふうになつているか、それこそおばあちゃんたちの健康のためには、将来こういうふうにしてほしいとかいう保健師の要望、それから女性運動的な女性の役割委員会などについても語られる。そういう総合的な評価の会を定期的にやつて、問題が大きくならないうちに解決できたこともありました。

**有馬** とくに私がよかつたと思うのは、医療福祉支援事業を具体的に実施するときに、例えば、冷蔵庫は薬を保存するためには熱帯ではどうしても必要だとか、そういう非常に具体的な話が出てきて、一人一人のケースを検討できた。その席には、ソーシャルワーカーの若い人たちも、みんな参加して発言していました。そういう点では、日本政府の方々は、お金がどう使われるかを見ることができ、透明度が高かつたと思います。もちろん最初は、そんなに整つたものじやない。だんだん整つてきて、勉強になつていて言つていました。何か、いい話だった。

#### 基金の活動をふりかえつて

**有馬** そうですね、申請した方の半分も認定されなかつたのです。だから、その点は非常に厳密にフィリピン政府はやつてくださつたと思つてます。

ただ、いまだに私個人として残つているのは、レイプは、必ずしも戦争犯罪の範囲に入つてないのかもわかりませんけど、やっぱりこれも被害を与えていることですね。私たちは、今度の場合に、それを排除してゐるんですよ。

**和田** 一回限りのレイプですか。

一回限りというか、二回、三回でも、排除してますよ。一定の場所に一定の期間監禁された人という定義を厳密に守つてくださつたのです。そのために、被害を受けた女性たちのほとんどが、もう九割以上じやないかと思いますけれども、そのままになつたということに対しては、内心忸怩たるものがあります。

フィリピンというのは、あのように人がいいというか、

明るくておおらかな人たちで、私たちを許すと言つてくださいますけれども、しかし、B-C級裁判の記録を読むと、日本人に対する住民感情は非常に厳しかった国で

林 ありますよね。目の前で夫が切り殺されて、自分は連れてこられて監禁されレイプされるとか、それぞれがそんな経験をしている。そういうところで、私はある意味では何か恐ろしいことをやったという感じもあります。なお何か残つてゐるっていう感じばかり。

気持ちです。それと、私は、こういう事業を通じて、やっぱりこのフィリピンの民主主義とか、女性運動のすばらしさなどへは、すごく肌で感じました。よくフイ

リピングの事業が成功したのは国が貧しかったからとか、お金が欲しかったんだつていうことを言う人たちがいますが、本当にフイリピングの社会のことをわかつていなじやないかって思うんですね。フイリピングの運動は、本当に女性中心の女性運動ですよ。それに対しても、日本のお慰安婦運動をやつている人たちの中心には男性がいて、男性が主導という面が非常に強いですね。そういう意味で、私は日本の女性運動というのは、フイリピングに比べたら何十年もおくれている、と思いました。

だから、こんど有馬さんを中心に「女性人権機構」が始まりますけど、そこで、基金でやり残したことを、フイ

**有馬** 私は、松田さんは事務局として、随分いいにくらい厳しい二二二をフイリ。二二二と言つて思ひます。二二二は、ジア地域の女性運動のような、非常に役立つ活動を五年していったことが役に立ちました。

NGOの体験を持つ畠山さんとしては、不本意なことが非常に多く、気の毒だなと思ったことが何度もありましたけれども、やはり基金の枠、制約と制度、日本政府の枠というものを守って、非常に厳密な対応をしてこられました。あるストイックな線というのは貫けたと思うんです。

と同時に、林さんも言われたように、何かフイリピンのホスピタリティーと同時に、いろいろな層の女性たち、社会福祉開発省の長官でもロラたちでも、それぞれが自分の主張を持っているのが印象的でした。自分たちは主義としては反対だけれども、しかし、もらいたい人がおられる以上支援するという運動のあり方はそういう風土から出てきたし、本当に大切なものを学んだと私も思つてます。

**和田** 最後に、在フィリピン大使館の方で、基金に協力をしていただいた社会福祉開発省の方々の表彰をされましたね。

**公日** リビンの女性たちから学んだことを自分のライフワークとして、少しずつ続けていきたいなと思っています。

うに、例えばレイプのケースを広く浅く救い上げた方が、一度決められた枠の中でやる事業というのは、そういう自由がないし、また、そういうことを主張すべきではないと思つていました。しかし、償い金の総額は決まっていたものではなかつたので、もう少し広く浅くと対象を広げてもよかつたのではというのが、申請をたくさん受けた側の反省です。

解に達しているわけですが、まだギャップはあります。やはり運動のやり方というのは、政府と民間は違うのだから、その違うところで、フィリピンのNGOと話ができたのかなと思います。ネリアは、確かにしたかですけれども、彼女はいつも率直で、できることできないことが非常にはつきりとしていました。一緒に活動した相手としては、やりやすかつたので感謝しています。今でもそうです。私がそう思っているから、多分彼女の方も同じで、何か頼むと一応きちつとしたものを出してくるという関係ができたのは、非常によかつたことです。やはり、今までの積み重ねの経験がないと、こういう

**和田** それで、有馬さんがご病気でお出かけになれば、松田さんがお行きになられたんですが、そのときネリアに対する感謝の意の表明がないということで、ネリアさんに基金から感謝を伝えたらどうかということの打診をされたわけですね。その辺はどうですか。

木日　こがねは自分は基金に貢献したのではなく、基金を受け取ると決めた慰安婦個人に協力したのだ、と言わされました。彼女の視点はそうだと思います。ですから、それは尊重されるべきだし、そうかといつて、彼女がやつてきたことが低く見られるものではありません。非常ににはつきりと、基金のために協力したのでないと言われました。

**有馬** ロラに協力したんだと。  
**松田** そう、ロラのためにや  
女の気持ちを表して、ます。

**有馬** すつきりしてると 思いますよ。  
**和田** 基金としては、非常にありがたいことだと思いますね。

## アフターケアについて

**和田** それから、アフターケアのことについて、一言お願ひをうながす。

**有馬** アフターケアのことでは、老人病院をつくつたらどうかという膨大な提案があつたり、いろいろありましたいします。

が、フィリピン政府のタスクフォースからの提案で、今  
のところ草の根無償に基づいて、具体的に進んでいます。

**松田** 老人科窓口をつくったのと、それから、その老人施  
設に支援をしています。

**有馬** 建物や体が不自由になつた人の入浴設備をつくつた  
りなんかしています。すごく印象的だったのは、その老  
人施設にたくさん若い人たちが来ていて、日比の政府間  
協定で日本に介護のために働きに行くための研修を受け  
ていました。

**松田** さつきの老人施設の支援というのが、高齢者の窓口  
をつくつて、無料で、そこに行けばすべて対応してもら  
えるという窓口を地方にもふやすということです。

それから、あとは草の根無償のお金を使って、バター  
ンの既成のキリスト教系の施設を充実させて、バターン  
周辺に多い慰安婦の方が入れる場所の枠を広げる。これ  
がバターンの施設の拡充です。

それで、同じような施設の拡充がケソン市にも出来て  
います。ジエネラル・ホスピタルの中に正式に老人科窓  
口ができる、ここは、慰安婦でなくとも老人であれば、  
何十歳以上という制約はありますが、だれでも受診がで

きて、あちこち行かなくても、そこで全部診てもらえる  
ということ、そのぐらいが今のところ、具体的にできて  
いることです。

**有馬** 元慰安婦だけのものが、慰安婦の方々を含めて、高  
齢者全体に広がってきたという、それは草の根無償の考  
え方として、それも確かに担当者がよくやつてください  
ましたね。

**松田** 大使の表彰のときに担当者に伺つたら、申請があれ  
ば、今後もどんどんふやしますと言つていらつしやいま  
した。実際問題としてネリアのところも、インダイ・サ  
ホールの組織もそういう資金を使って何か考えていたよ  
うなので、そういう可能性をうかがつたら、ありますと  
いうお返事でした。

和田 いや、どうもありがとうございました。この辺で、

(二〇〇六年九月五日 基金理事長室にて)